

○総務省令第九十七号

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部の施行及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月三十日

総務大臣 武田 良太

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)
 第三条 法人の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)
 第三条 法人の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書 (法第五十三条第一項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の道府県民税の申告書)	[略]
(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書 (法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十九条(同法第四百五条の五において準用する場合を含む。))の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第五十三条第一項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の道府県民税の申告書)	[略]
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第五十三条第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第三十四項の道府県民税の申告書)	[略]
(四) 略	[略]
(五) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書(政令第九条の七第二十九項並びに第九条の七の二第四項及び第五項の書類)	[略]
(六) 略	[略]
(七) 均等割申告書(法第五十三条第三十一項の道府県民税の申告書)	[略]
(八) 略	[略]

2 道府県内に恒久的施設を有する外国法人(法第二十三条第一項第三号口に規定する外国法人をいう。)(の第六号様式別表一の二及び同様式別表二の五、第七号の三様式並びに第十号様式の記載については、法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号口に掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにするものとする。

2 道府県内に恒久的施設を有する外国法人(法第二十三条第一項第三号口に規定する外国法人をいう。)(の第六号様式別表一の二及び同様式別表二の三、第七号の三様式並びに第十号様式の記載については、法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号口に掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにするものとする。

[3 略]

[3 同上]

(市町村民税に係る申告書等の様式)

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式(個人の市町村民税に係るものを除く。)(によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式(個人の市町村民税に係るものを除く。)(によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類		様式
(一)～(四) 略	[略]	[略]
(五) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書 (法第三百二十一条の八第一項の市町村民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の市町村民税の申告書)	[略]	[略]
(六) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書 (法人税法第八十九条(同法第四百五条の五)において準用する場合を含む。)の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第三百二十一条の八第一項の市町村民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の市町村民税の申告書	[略]	[略]
(七) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第三百二十一条の八第一項及び第二項の市町村民税の申告書並びにこれらに係る同条第三十四項の市町村民税の申告書)	[略]	[略]
(八) 略	[略]	[略]
(九) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書(政令第四十八条の十三第三十項並びに第四十八条の十三の二第四項及び第五項の書類)	[略]	[略]
(十) 略	[略]	[略]
(十一) 均等割申告書(法第三百二十一条の八第三十一項の市町村民税の申告書)	[略]	[略]

2 市町村内に恒久的施設を有する外国法人(法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。)(第二十号様式別表一の二及び同様式別表二の五、第二十号の五様式並びに第二十二号の二様式の記載については、法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにするものとする。
〔3～10 略〕
(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)(の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書 (法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項の申告書及びこれに係る同条第三十四項	[略]

申告書等の種類		様式
(一)～(四) 同上	[同上]	[同上]
(五) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書 (法第三百二十一条の八第一項及び第四項の市町村民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の市町村民税の申告書)	[同上]	[同上]
(六) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書 (法人税法第八十九条(同法第四百五条の五)において準用する場合を含む。)の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第三百二十一条の八第一項の市町村民税の申告書及びこれに係る同条第二十二項の市町村民税の申告書	[同上]	[同上]
(七) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第三百二十一条の八第一項及び第二項の市町村民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の市町村民税の申告書)	[同上]	[同上]
(八) 同上	[同上]	[同上]
(九) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書(政令第四十八条の十三第三十一項の書類)	[同上]	[同上]
(十) 同上	[同上]	[同上]
(十一) 均等割申告書(法第三百二十一条の八第十九項の市町村民税の申告書)	[同上]	[同上]

2 市町村内に恒久的施設を有する外国法人(法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。)(第二十号様式別表一の二及び同様式別表二の三、第二十号の五様式並びに第二十二号の二様式の記載については、法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにするものとする。
〔3～10 同上〕
(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)(の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書 (法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第四項の申告書並びにこれらに係る	[同上]

	の申告書)	
	(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書(法人税法第八十九条(同法第四百五条の五において準用する場合を含む。))の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項の申告書及びこれに係る同条第三十四項の申告書)	[略]
	(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれらに係る同条第三十四項の申告書)	[略]
	(四) 略	[略]
	(五) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書(政令第五十七条の二の規定により準用される政令第四十八条の十三第三十項並びに第四十八条の十三の二第四項及び第五項の書類)	[略]
	(六) 略	[略]
	(七) 均等割申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第三十一項の申告書)	[略]
2	特別区の存する区域内に恒久的施設を有する外国法人(法第二十三条第一項第三号ロ及び第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。)(第六号様式別表一の二及び同様式別表二の五、第七号の三様式並びに第十号様式の記載については、法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにするものとする。)	
	[3] 略	
	第六号様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第三条・第五条・第十条の二関係)	
	〔様式別紙二挿入〕	
	第六号様式(入力用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第三条・第五条・第十条の二関係)	
	〔様式別紙四挿入〕	
	第六号様式記載要領	
	[1~6 略]	
7	「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ若しくはハ、(政令第6条の24第1号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第23条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第6	

	同条第二十二項の申告書)	
	(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書(法人税法第八十九条(同法第四百五条の五において準用する場合を含む。))の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項の申告書及びこれに係る同条第二十二項の申告書)	[同上]
	(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書)	[同上]
	(四) 同上	[同上]
	(五) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書(政令第五十七条の二の規定により準用される政令第四十八条の十三第三十項の書類)	[同上]
	(六) 同上	[同上]
	(七) 均等割申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第十九項の申告書)	[同上]
2	特別区の存する区域内に恒久的施設を有する外国法人(法第二十三条第一項第三号ロ及び第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。)(第六号様式別表一の二及び同様式別表二の三、第七号の三様式並びに第十号様式の記載については、法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにするものとする。)	
	[3] 同上	
	第六号様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第三条・第五条・第十条の二関係)	
	〔様式別紙三挿入〕	
	第六号様式(入力用)(用紙日本産業規格A4・セピア色)(第三条・第五条・第十条の二関係)	
	〔様式別紙三挿入〕	
	第六号様式記載要領	
	[1~6 同左]	
7	「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ(政令第6条の25第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。	

条の25第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

8 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑩」の欄の金額を記載すること。

9 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法1」という。))第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人(令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

10 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

11 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、税額控除超過額相当額等の加算額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。

12 道府県民税の「⑫のうち見込納付額⑫」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。))が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の2第1項の規定により連結確定申告書(令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。))の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規

【新設】

8 連結法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

9 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

10 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。

11 道府県民税の「⑫のうち見込納付額⑫」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の2第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。))がある連結子法人(同法第2条第12号の7の7に規定する連結子法人をいう。)) (同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。))を含む。))が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。)(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。)を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13 事業税の「所得金額総額⑫」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計⑬」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計⑭」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑮」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

14 事業税の「付加価値額総額⑯」又は「資本金等の額総額⑰」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑱」又は「課税標準となる資本金等の額⑲」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

15 事業税の「㉑のうち見込納付額⑳」の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)(又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。))の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

16 特別法人事業税の「所得割に係る特別法人事業税額㉒」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉓」又は「軽減税率不適用法人の金額㉔」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉕」又は「軽減税率不適用法人の金額㉖」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17 特別法人事業税の「収入割に係る特別法人事業税額㉗」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉘」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉙」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18 特別法人事業税の「㉑のうち見込納付額㉚」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19 事業税の「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(42))⑳」の欄は、法人税法第64条の8の規定の適用を受ける法人にあつては法人税の明細書(別表4)の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書(別表4付表)の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載し、令和2年旧法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては法人税の明細書(別表4)の2付表)の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

20 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉛」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による

12 事業税の「所得金額総額㉑」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計⑬」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計⑭」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑮」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

13 事業税の「付加価値額総額⑯」又は「資本金等の額総額⑰」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑱」又は「課税標準となる資本金等の額⑲」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

14 事業税の「㉑のうち見込納付額⑳」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

15 特別法人事業税の「所得割に係る特別法人事業税額㉒」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉓」又は「軽減税率不適用法人の金額㉔」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉕」又は「軽減税率不適用法人の金額㉖」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

16 特別法人事業税の「収入割に係る特別法人事業税額㉗」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉘」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉙」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

17 特別法人事業税の「㉑のうち見込納付額㉚」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

18 事業税の「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(42))㉑」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書(別表4)の2付表)の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

19 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉛」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記

る届出書に代えようとする法人が記載すること。

- 21 選付請求の「中間納付額②」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第4項又は令和2年旧法第53条第20項の規定により選付を受けようとする場合において、政令第9条の2若しくは第25条又は令和2年旧政令第9条の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

22 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

23 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

24 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

様式第7号(様式) (様式) (様式日本産業規格A4・B5用紙) (様式・様式・様式・様式)

様式(別添)

様式第7号(様式)

様式第7号(様式) (入力用) (用紙日本産業規格A4・B5用紙) (様式・様式・様式・様式)

様式(別添)

様式第7号(様式)

第6号様式(その2)記載要領

[1～6 略]

7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ若しくはハ、(政令第6条の24第1号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法1」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法1」という。)第23条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令1」という。)第6条の25第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

8 連結法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人(法第53条第3項(令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において適用する場合を含む。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において適用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限る。)にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑩」の欄の金額を記載すること。

9 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法

載すること。

20 選付請求の「中間納付額③」の欄は、法第53条第20項又は第72条の28第4項の規定により選付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

21 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

22 法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本金の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

23 法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

様式第7号(様式) (様式) (様式日本産業規格A4・B5用紙) (様式・様式・様式・様式)

様式(別添)

様式第7号(様式)

様式第7号(様式) (入力用) (用紙日本産業規格A4・B5用紙) (様式・様式・様式・様式)

様式(別添)

様式第7号(様式)

第6号様式(その2)記載要領

[1～6 同左]

7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ、(政令第6条の25第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

[新設]

8 連結法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領

附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人(令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第28項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

10 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑬」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

11 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、税額控除超過額相当額等の加算額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。

12 道府県民税の「⑫のうち見込納付額⑫」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書(令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。)の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。)(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。)を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13 事業税の「所得金額総額⑬」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計⑬」の欄の金額を記載し、「所得金額総額⑭」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計⑭」の欄の金額を記載すること。

14 事業税の「付加価値額総額⑮」又は「資本金等の額総額⑯」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑰」又は

において同じ。)及び連結法人であった法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

9 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑪」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

10 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。

11 道府県民税の「⑩のうち見込納付額⑩」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。)(同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。)を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

12 事業税の「所得金額総額⑬」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計⑬」の欄の金額を記載し、「所得金額総額⑭」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計⑭」の欄の金額を記載すること。

13 事業税の「付加価値額総額⑮」又は「資本金等の額総額⑯」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑰」又は

「課税標準となる資本金等の額⑳」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉑」又は「資本金等の額総額㉒」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉓」又は「課税標準となる資本金等の額㉔」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

15 事業税の「㉑のうち見込納付額㉑」の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は令和2年旧法第72条の25第5項（令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

16 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額㉕」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉖」又は「軽減税率不適用法人の金額㉗」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉖」又は「軽減税率不適用法人の金額㉘」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㉕」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉙」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉙」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㉕」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉙」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉙」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

19 特別法人事業税の「㉑のうち見込納付額㉑」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

20 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉚」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21 還付請求の「中間納付額㉛」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第4項又は令和2年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2若しくは第25条又は令和2年旧政令第9条の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

22 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

23 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

「課税標準となる資本金等の額㉑」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉑」又は「資本金等の額総額㉒」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉓」又は「課税標準となる資本金等の額㉔」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

14 事業税の「㉑のうち見込納付額㉑」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

15 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額㉕」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉖」又は「軽減税率不適用法人の金額㉗」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉖」又は「軽減税率不適用法人の金額㉘」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

16 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㉕」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉙」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉙」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

17 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㉕」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉙」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉙」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18 特別法人事業税の「㉑のうち見込納付額㉑」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉚」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

20 還付請求の「中間納付額㉛」の欄は、法第53条第20項又は第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

21 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

22 法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

24 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第6号様式別表1(世帯日本産業規程△4・セブイ色) (第三條・第十條の二關係)
【様式別紙八 挿入】

第6号様式別表1の3(提出用) (用紙日本産業規程△4・セブイ色) (第三條・第十條の二關係)
(※)

【様式別紙十一 挿入】
第6号様式別表1の3(入力用) (用紙日本産業規程△4・セブイ色) (第三條・第十條の二關係)
(※)

【様式別紙十一 挿入】
第6号様式別表1の3記載要領

1 この計算書は、連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であつた法人(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法1」という。)附則第5条第4項若しくは第5項において適用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において適用する法第53条第26項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法1」という。)第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であつた法人に限り、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であつた法人を除く。)が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

【2～4 略】

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書(別表5の2(2)付表)の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額(連結地方法人税個別帰属額を除く。)に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(18)の欄の金額)、分配時調整外国税相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)の2)の(27)の欄の金額)、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表17(3の6))の(11)の欄の金額)の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」

23 法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

【案説】

第6号様式別表1(提出用) (用紙日本産業規程△4・セブイ色) (第三條・第十條の二關係)

【様式別紙十 挿入】
第6号様式別表1(入力用) (用紙日本産業規程△4・セブイ色) (第三條・第十條の二關係)

【様式別紙十一 挿入】
第6号様式別表1記載要領

1 この計算書は、連結法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であつた法人が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

【2～4 同左】

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書(別表5の2(2)付表)の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額(連結地方法人税個別帰属額を除く。)に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(18)の欄の金額)、分配時調整外国税相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)の2)の(27)の欄の金額)、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表17(3の6))の(11)の欄の金額)の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上限に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には

の欄の金額（この欄の上位に用途税歴金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額、使途税歴金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第5項若しくは第9項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計上及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計上」の各欄の金額の合計額を記載すること。

7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第23項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計上」の欄の金額を記載すること。

〔8 略〕

第六号様式別表一（用紙日本産業規格△4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 別紙十四 挿入〕

第六号様式別表一（用紙日本産業規格△4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 別紙十五 挿入〕

第六号様式別表一（用紙日本産業規格△4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 別紙十六 挿入〕

第六号様式別表一（用紙日本産業規格△4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 別紙十七 挿入〕

第六号様式別表一（用紙日本産業規格△4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 別紙十九 挿入〕

第六号様式別表2の5記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第80条第5項に規定する中間期間をいう。）（法人税法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除く。）又は当該連結事業年度（令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度（令和2年旧法人税法第80条第5項又は法人税法第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第23項第1号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。））、外国法人の恒久的施

、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途税歴金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、法第53条第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の当期控除額の合計額及び第6号様式別表2の2の当期控除額の合計額を記載すること。

7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。

〔8 同左〕

〔挿記〕

〔挿記〕

〔挿記〕

〔挿記〕

〔挿記〕

〔挿記〕

〔挿記〕

〔挿記〕

第六号様式別表一（用紙日本産業規格△4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 別紙十八 挿入〕

第六号様式別表2の3記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。））、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。））、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。））及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。））について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人

設帰属所得に係る控除対象選付法人税額（法第53条第23項第2号又は令和2年旧法第53条第12項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象選付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象選付法人税額（法第53条第23項第3号又は令和2年旧法第53条第12項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象選付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（令和2年旧法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属選付税額（令和2年旧法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属選付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、法第53条第23項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

[2 略]

3 「当期控除額④」の欄は、(1)、(2)及び(4)に掲げる法人にあってはそれぞれ(4)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、(3)に掲げる法人にあっては(4)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内及び(ロ)に掲げる金額が(ニ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1) 第6号様式又は第6号様式（その2）を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除く。）

(4) この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額

(ロ) 第6号様式又は第6号様式（その2）の「法人税法の規定によって計算した法人税額

①」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

(2) 第6号様式別表1を提出する法人

(4) この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第6号様式別表2の6の「当期控除額

⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

(ロ) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑤」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑤」の欄の括弧内の金額及び「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄の金額の合計額を控除した金額

(3) 第6号様式別表1の2を提出する法人

(4) この明細書の恒久的施設帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額

(ロ) 第6号様式別表1の2の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「(4)」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の「(4)」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「(4)」の欄の括弧内の金額を控除した金額

が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

[2 同左]

[新設]

(イ) この明細書の恒久的施設非帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額
(ロ) 第6号様式別表1の2の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「(ロ)」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の「(ロ)」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「(ロ)」の欄の括弧内の金額を控除した金額

(4) 第6号様式別表1の3を提出する法人

(イ) この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額

(ロ) 第6号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額 (①+②)」と「①の括弧書」のうちいずれが多い額)又は差引法人税額 (①+②) ③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額及び「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄の金額の合計額を控除した金額

4 法第53条第24項又は令和2年旧法第53条第13項の規定を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等 (これらの規定に規定する被合併法人等をいう。) の前10年内事業年度 (これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。) に係る控除未済還付法人税額 (これらの規定に規定する控除未済還付法人税額をいう。) とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度若しくは各中間期間の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。

5 令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第28項又は令和2年旧法第53条第16項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等 (これらの規定に規定する被合併法人等をいう。) の前10年内連結事業年度 (これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。) に係る控除未済個別帰属還付税額 (これらの規定に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。) とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度若しくは各中間期間の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。

様式別表1の7(用紙)日本産業規程△4 (様式三・第十条S11(隠蔽))

様式別表1の7(用紙)日本産業規程△4 (様式三・第十条S11(隠蔽))

様式別表1の7(用紙)日本産業規程△4 (様式三・第十条S11(隠蔽))

様式別表1の7(用紙)日本産業規程△4 (様式三・第十条S11(隠蔽))

第6号様式別表2の7記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度 (所得税法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。)) 第3条の規定 (令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。) による改正前の法人税法 (以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)) 第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。) 開始の日前

3 法第53条第13項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等 (同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。)) の前10年内事業年度 (同項に規定する前10年内事業年度をいう。) に係る控除未済還付法人税額 (同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。) と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

4 法第53条第16項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内連結事業年度 (同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。) に係る控除未済個別帰属還付税額 (同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。) と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

【解説】

様式別表1の7(用紙)日本産業規程△4 (様式三・第十条S11(隠蔽))

様式別表1の7(用紙)日本産業規程△4 (様式三・第十条S11(隠蔽))

様式別表1の7(用紙)日本産業規程△4 (様式三・第十条S11(隠蔽))

第6号様式別表2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額 (法第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。) 又は連結適用前災害損失欠損金額 (同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。) について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添

10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第5項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては令和2年旧法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における令和2年旧法第3条第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。）第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては100分の23.2（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。）を、令和2年旧法第53条第6項第1号に規定する普通法人（令和2年旧措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は令和2年旧法第53条第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあつては100分の20を乗じて計算した金額を記載すること。

3 「当期控除額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(1)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

- (1) 第6号様式別表1を提出する法人
- (4) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額①」

付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第53条第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては100分の23.2（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。）を、法第53条第6項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあつては100分の20（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23）を乗じて計算した金額を記載すること。

[新設]

「計1、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計1、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計1、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計1及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計1の各欄の金額の合計額

(H) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑨」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑨」の欄の括弧内の金額を控除した金額

(2) 第6号様式別表1の3を提出する法人

(Y) この明細書の「当期控除額⑤」の「計1及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計1の各欄の金額の合計額

(H) 第6号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額（(①+②)と(①)の括弧書）のうちいずれが多い額）又は差引法人税額（(①+②)③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額」に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

4 令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第5項又は令和2年旧法第53条第7項の規定を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第6号様式別表1(6) (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条(二)関係)

「様式別表114」挿入」

第6号様式別表2の8記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法1」という。）附則第1条第5号ロに掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法1」という。）第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年旧法第53条第9項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

2 「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1) 第6号様式別表1を提出する法人

3 法第53条第7項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第6号様式別表1(5) (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条(二)関係)

「様式別表113」挿入」

第6号様式別表2の2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

【新設】

(4) この明細書の「当期控除額④」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑥」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑦」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑧」の「計」及び第6号様式別表2の7の「当期控除額⑨」の「計」の各欄の金額の合計額

(ロ) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑩」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額を加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑩」の欄の括弧内の金額を控除した金額

(2) 第6号様式別表1の3を提出する法人

(イ) この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第6号様式別表2の7の「当期控除額⑨」の「計」の各欄の金額の合計額

(ロ) 第6号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額（①+②）」と「①の括弧書」のうちいずれが多い額）又は差引法人税額（①+②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額⑩」の欄の括弧内の金額を控除した金額

2 令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第5項又は令和2年旧法第53条第10項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

個人号様式別表五（親出用）（用紙日本産業界協会・パーソナル）（第五巻附送）

【様式 四一】

個人号様式別表五（入力用）（用紙日本産業界協会・パーソナル）（第五巻附送）

【様式 四二】

第6号様式別表5記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第27条の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67条の15第1項、

2 法第53条第10項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

個人号様式別表五（親出用）（用紙日本産業界協会・パーソナル）（第五巻附送）

【様式 四一】

個人号様式別表五（入力用）（用紙日本産業界協会・パーソナル）（第五巻附送）

【様式 四二】

第6号様式別表5記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項、第68条の65第1項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合は単

第68条の3の2第1項若しくは第68条の3の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の3第1項、第66条の13、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項、第68条の65第1項若しくは第68条の98の規定を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第18条の3第1項若しくは令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の2の3若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

【2～5 略】

6 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）①」の欄は、法人税法第64条の8の規定の適用を受ける法人にあっては法人税の明細書（別表4）の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書（別表4付表）の「通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載し、令和2年旧法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

【7 略】

8 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が同号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあつては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額⑨」及び「債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑩」の各欄に記載しないこと。

【9・10 略】

株式会社 東京海上日動火災保険株式会社（東京海上日動火災保険株式会社）

株式会社 東京海上日動火災保険株式会社（東京海上日動火災保険株式会社）

株式会社 東京海上日動火災保険株式会社（東京海上日動火災保険株式会社）

【並びに】

第6号様式別表5の2記載要領

【1～4 略】

5 「単年度損益⑤」の欄に記載に当たっては、次によること。

(1) 法人税法第27条の規定の適用を受ける法人にあっては、同欄を「(別表5⑨)一同表⑩」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和

年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

【2～5 同左】

6 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）①」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

【7 同左】

8 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が同号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあつては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額⑨」の欄及び「債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑩」の欄に記載しないこと。

【9・10 同左】

株式会社 東京海上日動火災保険株式会社（東京海上日動火災保険株式会社）

株式会社 東京海上日動火災保険株式会社（東京海上日動火災保険株式会社）

株式会社 東京海上日動火災保険株式会社（東京海上日動火災保険株式会社）

【並びに】

第6号様式別表5の2記載要領

【1～4 同左】

5 「単年度損益⑤」の欄に記載に当たっては、次によること。

【新設】

(1) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読み替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「(第6号様式⑨)一別表10⑩)」と、「別表5⑨」とあるのは「(別表5⑨)一別表10⑩)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

2年政令第264号)による改正前の政令第20条の2の12の規定による読替後の所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法1」という。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「読替後の令和2年旧法人税法」という。)第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔一別表10㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔一別表10㉔)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によつてとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。))第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項(令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法(以下この記載要領において「令和2年旧震災特例法」という。))第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔一別表10㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔一別表10㉔)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によつてとされる法人税法第59条第3項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項(令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔一別表11㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔一別表11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(5) 法第72条の18第1項の規定によりその例によつてとされる法人税法第59条第4項又は読替後の令和2年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔一別表11㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔一別表11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(6) 租税特別措置法第59条の2又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この記載要領において「令和2年旧措置法1」という。))第59条の2若しくは第68条の2の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書(別表4)の(33)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(41)の欄において減算した金額(損金算入額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

(7) 租税特別措置法第66条の5の3第1項又は令和2年旧措置法第88条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2(2)付表1)の(8)の「計」の欄

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によつてとされる政令第20条の2の12の規定による読替後の法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。))第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔一別表10㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔一別表10㉔)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によつてとされる政令第20条の2の12の規定による読替後の法人税法第59条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔一別表11㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔一別表11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によつてとされる政令第20条の2の12の規定による読替後の法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔一別表11㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔一別表11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(5) 租税特別措置法第59条の2又は第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書(別表4)の(33)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(41)の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

(6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項又は第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2(3)付表一)の(10)の計の欄から(23)の欄を控除し

から(26)の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。

(8) [略]

6 「当該事業年度の月数⑨」の欄は、法第72条の21第3項、第4項若しくは第5項又は令和2年旧法第72条の21第4項若しくは第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

7 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑩」から「計⑫」までの各欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「計⑫」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

〔(1)～(3) 略〕

様式別表5の3の記載要領

様式別表5の3の記載要領

様式別表5の3の記載要領

様式別表5の3の記載要領

様式別表5の3の記載要領

1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22、法附則第9条第1項若しくは第4項から第7項まで、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の21第1項第1号から第3号まで、令和2年旧法附則第9条第1項若しくは第7項又は政令第20条の2の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2～7 略〕

8 法第72条の21第1項第1号又は令和2年旧法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資

た金額を加算した金額を記載すること。

(2) [同左]

6 「当該事業年度の月数⑨」の欄は、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

7 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄から「計⑫」の欄までは、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「計⑫」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

〔(1)～(3) 同左〕

様式別表5の3の記載要領

様式別表5の3の記載要領

様式別表5の3の記載要領

様式別表5の3の記載要領

様式別表5の3の記載要領

1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22若しくは法附則第9条第1項若しくは第4項から第7項まで又は政令第20条の2の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2～7 同左〕

8 法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類

本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

9 法第72条の21第1項第2号又は令和2年旧法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

10 法第72条の21第1項第3号又は令和2年旧法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式別表五の三(四) (用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

【様式 略】

第6号様式別表5の2の4記載要領

1 この計算書は、法第72条の21第6項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号) 附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の21第6項の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の2の22各号又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第20条の2の22各号に掲げる金額がある場合に、政令第20条の2の22第1号から第4号まで又は令和2年旧政令第20条の2の22第1号及び第2号に掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号(第4号を除く。)に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

【3 略】

第六号様式別表五の三(親出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式 略】

第六号様式別表五の三(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式 略】

第6号様式別表5の3記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の15又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号) 附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2～5 略】

第六号様式別表五の三(二) (用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

【様式 略】

第6号様式別表5の3の2記載要領

1 この明細書は、法第72条の15第2項各号又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号) 附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の15第2項各号に掲げ

を添付すること。

9 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人にあつては、同号に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

10 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人にあつては、同号に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式別表五の三(四) (用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

【様式 回一】

第6号様式別表5の2の4記載要領

1 この計算書は、法第72条の21第6項の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の2の22各号に掲げる金額がある場合に、同条第1号から第4号までに掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号(第4号を除く。)に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

【3 同左】

第六号様式別表五の三(親出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式 回二】

第六号様式別表五の三(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式 回三】

第6号様式別表5の3記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2～5 同左】

第六号様式別表五の三(二) (用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

【様式 回一】

第6号様式別表5の3の2記載要領

1 この明細書は、法第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所

る法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の3に併せて提出すること。

[2・3 略]

第六号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

[様式 略]

第六号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

[様式 略]

第六号様式別表5の4記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の16又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号） 附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

[2～5 略]

第六号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

[様式 略]

第六号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

[様式 略]

第六号様式別表5の5記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の17又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号） 附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

[2～5 略]

第六号様式別表五の六（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

[様式 略]

第六号様式別表5の6記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第16項まで又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号） 附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

[2・3 略]

を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の3に併せて提出すること。

[2・3 同左]

第六号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

[様式 同左]

第六号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

[様式 同左]

第六号様式別表5の4記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

[2～5 同左]

第六号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

[様式 同左]

第六号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）

[様式 同左]

第六号様式別表5の5記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

[2～5 同左]

第六号様式別表五の六（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

[様式 同左]

第六号様式別表5の6記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合（令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

[2・3 同左]

4 「前事業年度又は前連結事業年度⑨」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。）第42条の12の5第3項第4号若しくは第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」、「同上のうち国内新規雇用者に係る金額⑥」及び「同上のうち一般被保険者に係る金額⑦」の各欄 連結申告法人（令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあつては租税特別措置法施行令第27条の12の5第5項第2号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和2年旧措置法施行令」という。）第27条の12の5第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号若しくは令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号イ若しくは令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第4号イに規定する雇用安定助成金額又は令和2年旧措置法施行令第27条の12の5第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。連結申告法人にあつては令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和2年旧措置法施行令第39条の46の2第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。

【(2)～(4) 略】

5 租税特別措置法施行令第27条の12の5第6項若しくは第8項（これらの規定を同条第19項において準用する場合を含む。）又は令和2年旧措置法施行令第27条の12の5第7項若しくは第9項（これらの規定を同条第20項において準用する場合を含む。）若しくは第39条の46の2第7項若しくは第9項（これらの規定を同条第21項において準用する場合を含む。）の

4 「前事業年度又は前連結事業年度⑨」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」、「同上のうち国内新規雇用者に係る金額⑥」及び「同上のうち一般被保険者に係る金額⑦」の各欄 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあつては租税特別措置法施行令第27条の12の5第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等の支給額、同項第4号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。連結申告法人にあつては租税特別措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される租税特別措置法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は同条第39条の46の2第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）の損金の額に算入される同法第68条の15の6第3項第2号に規定する給与等の支給額、同項第3号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。

【(2)～(4) 同左】

5 租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項若しくは第9項（これらの規定を同条第20項において準用する場合を含む。）又は同法第39条の46の2第7項若しくは第9項（これらの規定を同条第21項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たつ

規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「調整比較雇用者給与等支給額⑩」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第20項（第2号に係る部分に限る。）又は令和2年旧措置法施行令第27条の12の5第21項（第2号に係る部分に限る。）若しくは第39条の46の2第22項（第2号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号ロ又は令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第4号ロ若しくは第68条の15の6第3項第3号ロに掲げる金額を同欄に記載すること。

(2) 「新規雇用者比較給与等支給額⑨」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号又は令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第6号若しくは第68条の15の6第3項第5号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載すること。

[6～8 略]

第六号様式別表五の六の二(田塚日本産業規格△4) (第五条関係)

【様式 略】

第六号様式別表5の6の2記載要領

[1～3 略]

4 「前事業年度又は前連結事業年度④」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあつては租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和3年旧措置法施行令」という。）第27条の12の4の2第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあつては令和3年旧措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

[(2)・(3) 略]

[5～8 略]

第六号様式別表六(田塚日本産業規格△4) (第五条関係)

【様式 略】

ては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「調整比較雇用者給与等支給額⑩」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項（第2号に係る部分に限る。）又は同令第39条の46の2第22項（第2号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号ロ又は同法第68条の15の6第3項第3号ロに掲げる金額を同欄に記載すること。

(2) 「新規雇用者比較給与等支給額⑨」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号又は同法第68条の15の6第3項第5号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載すること。

[6～8 同左]

第六号様式別表五の六の二(田塚日本産業規格△4) (第五条関係)

【様式 同左】

第六号様式別表5の6の2記載要領

[1～3 同左]

4 「前事業年度又は前連結事業年度④」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあつては租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和3年旧措置法施行令」という。）第27条の12の4の2第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあつては令和3年旧措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

[(2)・(3) 同左]

[5～8 同左]

第六号様式別表六(田塚日本産業規格△4) (第五条関係)

【様式 同左】

〔第6号様式別表6記載要領 略〕
第六号様式別表九（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

〔様式別表三十 挿入〕

第6号様式別表9記載要領

1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法1」という。）第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。）について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

〔1〕 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第1項又は政令第21条第1項の規定

〔2〕 令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令1」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法1」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「読替後の令和2年旧法人税法1」という。）第57条第1項若しくは第58条第1項又は令和2年旧政令第21条第1項の規定

〔3〕 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年旧政令1」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替後の所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法第57条第1項若しくは第58条第1項又は平成27年旧政令第21条第1項の規定

〔2～4 略〕

5 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあつては、同欄中「第6号様式⑨」とあるのは「別表5⑨」と読み替えて計算した金額を記載すること。

6 「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替後の法人税法第57条第11項各号又は令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号

〔第6号様式別表6記載要領 同左〕
第六号様式別表九（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

〔様式別表二十九 挿入〕

第6号様式別表9記載要領

1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成27年旧法人税法1」という。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年旧政令1」という。）第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは平成27年旧法人税法第58条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは平成27年旧政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

〔新設〕

〔2～4 同左〕

5 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあつては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「別表5⑩」と読み替えて計算した金額を記載すること。

6 「所得金額控除限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあつては「又は

ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。)第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和2年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。)に該当しない事業年度にあつては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50又は」を抹消すること。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。)第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の3の2第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受託法人(法人税法第4条の3又は令和2年旧法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。(4)において同じ。)

(4) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号又は令和2年旧措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の3の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の3の3第1項に規定する特定投資信託に係る受託法人

7 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金⑨」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項若しくは第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合 ((2)に該当する場合を除く。)には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等⑨」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項若しくは第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。))第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第1項若しくは第2項(令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に限る。)の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等⑩」の欄の金額を記載すること。

(3) 当該事業年度(法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は令和2年旧法人税法第80条第5項に規定する中間期間を含む。)において生じた欠損金額につき法人税法第80条若しくは第144条の13又は令和2年旧法人税法第80条の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額を含めた金額を記載すること。

8 当該事業年度が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の4第1項又は令和2年旧法第72条の

100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50又は」を抹消すること。

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす回項に規定する特定目的信託に係る受託法人(法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。(4)において同じ。)

(4) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす回項に規定する特定投資信託に係る受託法人

7 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金⑨」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等⑨」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該事業年度において法人税法第59条第1項又は第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けた場合には、第6号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等⑩」の欄の金額を記載すること。

(3) 当該事業年度(法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。)において生じた欠損金額につき同法第80条又は第144条の13の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額を含めた金額を記載すること。

8 当該事業年度が法第72条の23第1項又は第4項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3第1項又は第2項の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の4第1

23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④（当該事業年度の③と②ー当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たっては、次によること。

【(1) 略】

(2) 租税特別措置法第66条の11の4第1項第1号又は令和2年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第6号様式別表9の2の⑩の欄の金額を含めて記載すること。

様式別表9-11（田舎ロ本選業票様式4）（様式別表9）

【様式別表9-11】

第6号様式別表9の2記載要領

1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の4第1項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。

【2・3 略】

4 「特例対象控除未済欠損金額等（別表9の③）⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第57条第2項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第6号様式別表9の③の欄の金額からこれらの規定により欠損金額等とみなされた金額を控除した金額を記載すること。

(2) 法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額及び令和2年旧法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額は、記載しないこと。

様式別表9-11（田舎ロ本選業票様式4）（様式別表9）

【様式別表9】

第6号様式別表10記載要領

項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④（当該事業年度の③と②ー当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たっては、次によること。

【(1) 同左】

(2) 租税特別措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第6号様式別表9の2の⑩の欄の金額を含めて記載すること。

様式別表9-11（田舎ロ本選業票様式4）（様式別表9）

【様式別表9-11】

第6号様式別表9の2記載要領

1 この明細書は、法第72条の23第1項又は第4項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3第1項又は第2項の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。

【2・3 同左】

4 「特例対象控除未済欠損金額等（別表9の③）⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第1項又は第4項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3第1項又は第2項の規定による読替え後の法人税法第57条第2項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第6号様式別表9の③の欄の金額から同項の規定により欠損金額等とみなされた金額を控除した金額を記載すること。

(2) 法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額は、記載しないこと。

様式別表9-11（田舎ロ本選業票様式4）（様式別表9）

【様式別表9】

第6号様式別表10記載要領

1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式又は第6号様式（その2）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は令和2年旧法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（2（1）及び5において「読替後の令和2年旧法人税法」という。）第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第50条第1項又は令和2年旧法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の2の12の規定による読替後の令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（2（2）において「読替後の令和2年旧法人税法」という。）第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式又は第6号様式（その2）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第50条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下この記載要領において「令和2年旧震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替える場合を含む。令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第50条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替

1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式又は第6号様式（その2）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式又は第6号様式（その2）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替後の法人税法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る

えて適用する場合を含み、令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人

[3・4 略]

5 「調整前の控除未済欠損金額等⑨」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は読替後の令和2年旧法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等⑩」の欄の金額を記載すること。

[6 略]

様式別表第十一(田塚ロキ遊樂乗込) (銀行株盟送)

「様式別表第十一」欄

第6号様式別表11記載要領

1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。))第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式又は第6号様式(その2)に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によつてとされる法人税法第59条第3項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。))第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第4項又は令和2年旧法第72条の23第1項の規定によりその例によつてとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。))第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替後の所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。))第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。))第59条第2項(令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法(以下この記載要領において「令和2年旧震災特例法」という。))第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)若しくは第3項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によつてとされる法人税法第50条第3項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第4項又は令和2年旧法第72条の18第1項の規定によりその例によつてとされる令和2年旧政令第20条の2の12の規定による読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項(令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)若しくは第3項の規定の適用を受けようとする法人

。)の規定の適用を受けようとする法人

[3・4 同左]

5 「調整前の控除未済欠損金額等⑨」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第59条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等⑩」の欄の金額を記載すること。

[6 同左]

様式別表第十一(田塚ロキ遊樂乗込) (銀行株盟送)

「様式別表第十一」欄

第6号様式別表11記載要領

1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式又は第6号様式(その2)に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によつてとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。))第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によつてとされる政令第20条の2の12の規定による読替後の法人税法第59条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

[2 ・ 3 略]

4 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。

- (1) 「適用年度終了の時ににおける資本金等の額⑥」の欄 法第72条の18第1項若しくは第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項又は令和2年旧法第72条の18第1項若しくは第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の2の12若しくは第20条の3第1項若しくは第2項の規定による謄替後の令和2年旧法人税法（以下この記載要領において「謄替後の令和2年旧法人税法」という。）第59条第3項の規定の適用を受ける法人

- (2) 「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑩」の各欄 1 (1)に掲げる法人

- (3) 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」及び「④、⑤ー⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の各欄 1 (2)に掲げる法人

5 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑩」及び「④、⑤ー⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の各欄は、法人が法第72条の18第1項若しくは第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項又は謄替後の令和2年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。

6 ⑩から⑫までの各欄は、法人が法第72条の18第1項若しくは第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項又は謄替後の令和2年旧法人税法第59条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。

[7 略]

様式第11号様式第11号(田中米監送) (様式第11号)

様式第11号様式第11号(田中米監送)

第6号様式別表12記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第2項の規定による謄替後の法人税法第57条第2項から第4項まで又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第21条第2項の規定による謄替後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第57条第2項から第4項まで若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。

[2 ～ 5 略]

6 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第4

[2 ・ 3 同左]

4 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。

- (1) 「適用年度終了の時ににおける資本金等の額⑥」の欄 法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人

- (2) 「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑩」の各欄 1 (1)に掲げる法人

- (3) 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」及び「④、⑤ー⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の各欄 1 (2)に掲げる法人

5 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑩」及び「④、⑤ー⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の各欄は、法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。

6 ⑩から⑫までの各欄は、法人が法人税法第59条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。

[7 同左]

様式第11号様式第11号(田中米監送) (様式第11号)

様式第11号様式第11号(田中米監送)

第6号様式別表12記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第4項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項から第4項まで又は第58条第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9に併せて提出すること。

[2 ～ 5 同左]

6 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第4

項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、同条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載すること。ただし、法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額及び令和2年旧法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。

7 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）、令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧法第20条の3第1項若しくは第2項の規定による譲替後の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）又は地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による譲替後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額⑨」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額⑩」の各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

8 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は令和2年旧法人税法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。

根拠法令：民法第十一（田斌）（田斌）（田斌）（田斌））（田斌）（田斌））

根拠法令：民法第十一（田斌）（田斌）（田斌）（田斌））（田斌）（田斌））

根拠法令：民法第十一（田斌）（田斌）（田斌）（田斌））（田斌）（田斌））

1 この明細書は、法人が法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政

項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、同条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載すること。ただし、法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。

7 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第1項若しくは第4項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）若しくは法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。））に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

8 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。

根拠法令：民法第十一（田斌）（田斌）（田斌）（田斌））（田斌）（田斌））

根拠法令：民法第十一（田斌）（田斌）（田斌）（田斌））（田斌）（田斌））

根拠法令：民法第十一（田斌）（田斌）（田斌）（田斌））（田斌）（田斌））

1 この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合又は法第72条の23第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項

令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による置き換え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合又は地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による置き換え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。

[2・3 略]

様式別表十三(三) (田塚 田中 穂積 栗原 <ト>) (銀田 糸置 送)

[様式 留]

第6号様式別表13の2記載要領

1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による置き換え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この記載要領において「置き換え後の令和2年旧法人税法施行令」という。）第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。

[2～4 略]

5 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号又は置き換え後の令和2年旧法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の法人税法施行令第113条第1項又は置き換え後の令和2年旧法人税法施行令第113条第1項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。

様式別表十三(三) (田塚 田中 穂積 栗原 <ト>) (銀田 糸置 送)

[様式 留]

第6号様式別表13の3記載要領

1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第5項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例に

において準用する場合を含む。）に規定する場合に記載すること。

[2・3 同左]

様式別表十三(三) (田塚 田中 穂積 栗原 <ト>) (銀田 糸置 送)

[様式 留]

第6号様式別表13の2記載要領

1 この明細書は、法人税法施行令第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。

[2～4 同左]

5 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。

様式別表十三(三) (田塚 田中 穂積 栗原 <ト>) (銀田 糸置 送)

[様式 留]

第6号様式別表13の3記載要領

1 この明細書は、法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。

よるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による謄替後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。

[2・3 略]

第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式別紙四十 挿入〕

第六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 略〕

第六号の二様式記載要領

[1～5 略]

6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2イ若しくはハ（政令第6条の24第1号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第23条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式別紙四十一 挿入〕

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式 略〕

〔様式別紙四十二 挿入〕

〔様式別紙四十三 挿入〕

第六号の三様式記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合）に使用すること。

[2～6 略]

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ（政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法1」という。）第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

「予定申告税額」①×前事業年度又は前連結事業年度の月数②の欄は、当該事業年度

[2・3 同左]

第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式別紙三十九 挿入〕

第六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）

〔様式 同上〕

第六号の二様式記載要領

[1～5 同左]

6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式別紙四十一 挿入〕

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式 略〕

〔様式別紙四十二 挿入〕

〔様式別紙四十三 挿入〕

第六号の三様式記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

[2～6 同左]

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5ロ、ハ又はホ（政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

[新設]

開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合は、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

9 「所得割額」 $\left\{ \frac{\text{⑫} \times \text{前事業年度の月数}}{\text{⑭}} \right\}$ から「収入割額」 $\left\{ \frac{\text{⑮} \times \text{前事業年度の月数}}{\text{⑰}} \right\}$ まで及び「特別法人事業税額」 $\left\{ \frac{\text{⑲} \times \text{前事業年度の月数}}{\text{㉑}} \right\}$ の各欄は、当該事業年度開始の日から法第72条の28第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合は、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

10 法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあつては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によつて算出した第10号様式を添付すること。

11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑩」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

12 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。）の事業年度の期間を記載すること。

第六号の三様式（その2）（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条（二）（四）（五））
第六号の三様式（その2）（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条（二）（四））
第六号の三様式（その2）記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

【2～6 略】

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ（政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

【新設】

8 法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあつては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によつて算出した第10号様式を添付すること。

9 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑩」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

【新設】

第六号の三様式（その2）（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条（二）（四）（五））
第六号の三様式（その2）（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条（二）（四））
第六号の三様式（その2）記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

【2～6 同左】

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5ロ、ハ又はホ（政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

8 「予定申告税額」①×「前事業年度又は前連結事業年度の月数」②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合は、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

9 「所得割額」⑨×「前事業年度の月数」⑩ から「収入割額」⑫×「前事業年度の月数」⑩」まで及び「特別法人事業税額」⑬×「前事業年度の月数」⑭」の各欄は、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合は、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

10 法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあつては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。

11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑭」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

12 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。）の事業年度の期間を記載すること。

様式第2条第4項（田・課税標準額）（様式第3条第10項（S11））

「欄名」欄（様式第17項「欄名」）

様式第2条第4項（田・課税標準額）（様式第3条第10項（S11））

「欄名」欄（様式第17項「欄名」）

第7号様式記載要領

- この明細書は、内国法人が法第53条第36項及び第321条の8第36項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条第24項及び第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。

[2 略]

- （その1）の記載に当たっては、次によること。

[1]～[3] 略]

- 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(4)の欄の金額と「地方法人税の申告書（別表1）の(7)の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は「地方法人税の明細書（別表2付表3）の(16)の欄の金額を記載すること。

[新設]

[新設]

8 法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあつては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。

9 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑭」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

[新設]

様式第2条第4項（田・課税標準額）（様式第3条第10項（S11））

「欄名」欄（様式第17項「欄名」）

様式第2条第4項（田・課税標準額）（様式第3条第10項（S11））

「欄名」欄（様式第17項「欄名」）

第7号様式記載要領

- この明細書は、内国法人が法第53条第24項及び第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。

[2 同左]

- （その1）の記載に当たっては、次によること。

[1]～[3] 同左]

- 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の6））の(4)の欄の金額と「地方法人税の申告書（別表1）の(6)の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は「地方法人税の明細書（別表2付表）の(16)の欄の金額を記載すること。

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式又は第6号様式(その2)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。
【(1)～(3) 略】

(4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の(7)の欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書(別表2付表3)の(16)の欄の金額を記載すること。

(5) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式又は第6号様式(その2)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

(6) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

5 内国法人が法第53条第37項及び第321条の8第37項又は令和2年旧法第53条第25項及び第321条の8第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

様7号のシ1様式(田塚ロ本産業限株△4) (銀川株・銀十株シ1隠送)

様7号のシ1様式(田塚ロ本産業限株△4) (銀川株・銀十株シ1隠送)

様7号のシ1様式(田塚ロ本産業限株△4) (銀川株・銀十株シ1隠送)

様7号のシ1様式(田塚ロ本産業限株△4) (銀川株・銀十株シ1隠送)

様7号のシ1様式(田塚ロ本産業限株△4) (銀川株・銀十株シ1隠送)

第7号の2様式記載要領

1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第38項及び第321条の8第38項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第53条第26項及び第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。

【2 略】

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

【(1) 略】

(2) 「道府県民税の控除限度額⑩」の欄は、政令第9条の7第6項本文又は地方税法施行令

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式又は第6号様式(その2)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。
【(1)～(3) 同左】

(4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の(6)の欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書(別表2付表)の(16)の欄の金額を記載すること。

(5) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式又は第6号様式(その2)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(6) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

5 内国法人が法第53条第25項及び第321条の8第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

様7号のシ1様式(田塚ロ本産業限株△4) (銀川株・銀十株シ1隠送)

様7号のシ1様式(田塚ロ本産業限株△4) (銀川株・銀十株シ1隠送)

様7号のシ1様式(田塚ロ本産業限株△4) (銀川株・銀十株シ1隠送)

様7号のシ1様式(田塚ロ本産業限株△4) (銀川株・銀十株シ1隠送)

様7号のシ1様式(田塚ロ本産業限株△4) (銀川株・銀十株シ1隠送)

第7号の2様式記載要領

1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第26項及び第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。

【2 同左】

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

【(1) 同左】

(2) 「道府県民税の控除限度額⑩」の欄は、政令第9条の7第7項本文の規定により計算す

の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6の2）の(18)、法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3) 「⑨又は当初申告税額控除額⑩」の欄は、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が法第53条第39項の規定の適用を受ける場合には「⑨又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

(4) 「控除未済外国税額等⑪」から「翌期繰越額⑫」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による繰替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(5) 「控除未済外国税額等⑬」の欄に記載に当たっては、次によること。

(4) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第20項又は令和2年旧政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5（その1）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑭」の欄の金額を記載すること。

(4) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第27項又は令和2年旧政令第9条の7第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別

る法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6の2）の(16)、法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。
また、政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

【新設】

【新設】

(3) 「控除未済外国税額⑬」の欄に記載に当たっては、次によること。

(4) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5（その1）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

(4) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6（その1）の「当該法人の調整後

表6（その1）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

- (6) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑨」の欄は、第6号様式又は第6号様式（その2）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑩」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑪」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4（その2）の記載に当たっては、次によること。

〔1〕 略]

- (2) 「道府県民税の控除限度額⑩」の欄は、政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6の(2)）の(18)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6の(2)）の(18)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

- (4) 「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄は、通算法人が法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受ける場合には「⑩又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

- (5) 「控除未済外国税額等⑫」から「翌期繰越額⑬」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税⑭」の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による諸替後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税⑭」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による諸替後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

- (6) 「控除未済外国税額等⑫」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ) 当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた

の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

- (4) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑨」の欄は、第6号様式又は第6号様式（その2）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑪」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4（その2）の記載に当たっては、次によること。

〔1〕 同左]

- (2) 「道府県民税の控除限度額⑩」の欄は、政令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6の(2)）の(16)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第51条第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6の(2)）の(16)、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表6の3）の(11)）に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

【新設】

【新設】

- (4) 「控除未済外国税額⑫」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ) 当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた

場合において政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項又は令和2年旧政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ロ) 当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項又は令和2年旧政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

(7) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式又は第6号様式（その2）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(8) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

様式別表1（田根ロ本廻業戻控マ）（銀三米・銀十米S11|匿送）

【様式別表1】

第7号の2様式別表1記載要領

[1～3 略]

4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第8項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度

場合において政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ロ) 当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

(2) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式又は第6号様式（その2）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(6) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

様式別表1（田根ロ本廻業戻控マ）（銀三米・銀十米S11|匿送）

【様式別表1】

第7号の2様式別表1記載要領

[1～3 同左]

4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。

又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。））にあっては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第17項又は令和2年旧政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。

5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄に記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第8項又は令和2年旧政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第17項又は令和2年旧政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

様式別表11 様式別表11（田塚ロ本産業規整△4）（様式別表10）（様式別表11）（同左）

【様式別表】

第7号の2様式別表2記載要領

1 この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付すること。

【2～4 略】

様式別表12 様式別表12（田塚ロ本産業規整△4）（様式別表10）（様式別表11）（同左）

【様式別表】

第7号の2様式別表3記載要領

1 この明細書は、政令第9条の7第8項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第9条の7第9項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。

【2 略】

3 「被合併法人等の控除余裕額⑩」の欄に記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載

(2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。

5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄に記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

様式別表11 様式別表11（田塚ロ本産業規整△4）（様式別表10）（様式別表11）（同左）

【様式別表】

第7号の2様式別表2記載要領

1 この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付すること。

【2～4 同左】

様式別表12 様式別表12（田塚ロ本産業規整△4）（様式別表10）（様式別表11）（同左）

【様式別表】

第7号の2様式別表3記載要領

1 この明細書は、政令第9条の7第9項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。

【2 同左】

3 「被合併法人等の控除余裕額⑩」の欄に記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載

要領において同じ。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の金額を記載すること。

【(2) 略】

4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

【5～8 略】

様式別表1「控除余裕額(田塚ロ本組業限控)」(緑川米・銀十米シ「隠送)

【並び 略】

第7号の2様式別表4記載要領

1 この明細書は、政令第9条の7第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第64号)による改正前の政令第9条の7第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。

【2 略】

3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等(分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

要領において同じ。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

【(2) 同左】

4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

【5～8 同左】

様式別表1「控除余裕額(田塚ロ本組業限控)」(緑川米・銀十米シ「隠送)

【並び 同左】

第7号の2様式別表4記載要領

1 この明細書は、政令第9条の7第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。

【2 同左】

3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等(分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

【5・6 略】

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式別紙五十六 挿入〕

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式別紙五十五 挿入〕

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

第七号の二様式別表五記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。

【2 略】

- 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。

- 1 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による置替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

- 2 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

- 4 「当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額②」の欄の金額を記載すること。
- 4 「当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する

【5・6 同左】

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式別紙五十五 挿入〕

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

〔様式別紙五十四 挿入〕

第七号の二様式別表五記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。

【2 同左】

- 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。

【新設】

- 1 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

- 4 「当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑤」の欄の金額を記載すること。
- 4 「当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する

分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その1)の「翌期繰越額⑦」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

- (4) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

- (1) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

- (2) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (イ) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑧」の欄の金額を記載すること。
- (ロ) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑨」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」

分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その1)の「翌期繰越額⑤」の欄の金額を記載すること。

- (2) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。
[新設]

- (1) 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (イ) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。
- (ロ) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑪」の欄の金額を記載すること。

- (2) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」

の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

- (4) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

「様式別表六十九 挿入」

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

「様式別表六十一 挿入」

第七号の二様式別表6記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第27項及び第48条の13第29項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。

【2 略】

- 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。

- (1) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上限は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

- (2) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人

6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

「様式別表五十九 挿入」

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

「様式別表六十一 挿入」

第七号の二様式別表6記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。

【2 同左】

- 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。

【新設】

- (1) 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

- (2) 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表

税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

4（その2）の記載に当たっては、次によること。

- (1) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税1の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による諸替後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税1の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による諸替後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。」

- (2) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その2）の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

【様式】様式六十三 様式六十三
【様式】様式六十三 様式六十三

様式六十三 様式六十三 (監理課) 様式六十三・様式六十三・様式六十三
【様式】様式六十三 様式六十三
第7号の3様式記載要領

- 1 この明細書は、法附則第8条の2の2第1項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）附則第8条の2の2第1項若しくは第3項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付して提出すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第8条の2の2第1項又は法附則第9条の2の2第1項若しくは令和2年旧法附則第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添

の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

4（その2）の記載に当たっては、次によること。

【新設】

- (1) 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その2）の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

- (2) 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

【様式】様式六十四 様式六十四
【様式】様式六十四 様式六十四

様式六十四 様式六十四 (監理課) 様式六十四・様式六十四・様式六十四
【様式】様式六十四 様式六十四
第7号の3様式記載要領

- 1 この明細書は、法附則第8条の2の2第1項若しくは第3項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項又は第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

付すること。

[2・3 略]

4 事業税の「按分後の特定寄附金の額(ロ)」の欄は、「計②」の金額を「分割基準(イ)」の「合計⑥」の欄の数値で除して1単位当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1単位当たりの特定寄附金の額に「分割基準(イ)」の「本都道府県分③」の欄の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税・都民税の「按分後の特定寄附金の額(ニ)」の各欄は、「計②」の金額を「従業者の数(イ)」の「合計⑥」の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数(イ)」の「本都道府県分③」、「③のうち東京都特別区分④」又は「③のうち東京都市町村分⑤」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

銀十号様式(田城ロ本週兼取込ㄨ) (銀川米・銀田米・銀十米S11隠送)

【様式 監】

第10号様式記載要領

1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式若しくは第6号様式(その2)、第6号の2様式又は第6号の3様式(法第72条の48第2項ただし書又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法上」という。)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法上」という。)第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)若しくは第6号の3様式(その2)(法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。

[2～5 略]

6 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第53条第3項(令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)が第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑩」の欄の金額を記載すること。

7 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった

[2・3 同左]

4 事業税の「按分後の特定寄附金の額(ロ)」の欄は、「計②」の金額を「分割基準(イ)」の「合計⑥」の欄の数値で除して1単位当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1単位当たりの特定寄附金の額に「分割基準(イ)」の「本都道府県分③」の欄の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税・都民税の「按分後の特定寄附金の額(ニ)」の各欄は、「計②」の金額を「従業者の数(イ)」の「合計⑥」の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数(イ)」の「本都道府県分③」、「③のうち東京都特別区分④」又は「③のうち東京都市町村分⑤」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

銀十号様式(田城ロ本週兼取込ㄨ) (銀川米・銀田米・銀十米S11隠送)

【様式 監-1】

第10号様式記載要領

1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式若しくは第6号様式(その2)、第6号の2様式又は第6号の3様式(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)若しくは第6号の3様式(その2)(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。

[2～5 同左]

【新設】

6 連結法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び連結法人であった法人が第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年

法人（令和2年改正法附則第5条第4項若しくは第5項において準用する法第53条第3項若しくは令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項又は令和2年旧法第53条第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であつた法人に限り、通算法人及び通算法人であつた法人を除く。）が第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

8 道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

9～13 [略]

第二十号S川 罫柵 (田塚ロ木廻線罫線←+) (罫×罫S巾罫線)

[罫柵 罫]

第10号の3様式記載要領

1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33若しくは第72条の48の2第4項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第53条の2若しくは第72条の33の規定に基づき更正の請求を使用すること。

[2～9 略]

10 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）において当該請求を行う法人が連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があつた連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

11 「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人（令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全

金等積立金に係る法人税額④」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

7 道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

8～12 [同左]

第二十号S川 罫柵 (田塚ロ木廻線罫線←+) (罫×罫S巾罫線)

[罫柵 罫]

第10号の3様式記載要領

1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33又は第72条の48の2第4項の規定に基づき更正の請求を使用すること。

[2～9 同左]

10 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があつた連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

11 「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係があ

支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載すること。

12 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の2若しくは第72条の33第2項又は令和2年旧法第53条の2若しくは第72条の33第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第7条第1項又は令和2年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

[13 略]

第二十号S四第4号（田塚ロキ）（黒沢栄SH監送）

【第4号 監】

第二十号の4様式記載要領

1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項若しくは第321条の8の2又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

[2～4 略]

5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。

6 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）において当該請求を行う法人が連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があつた連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

7 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」

る連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載すること。

12 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の2又は第72条の33第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

[13 同左]

第二十号S四第4号（田塚ロキ）（黒沢栄SH監送）

【第4号 監】

第二十号の4様式記載要領

1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

[2～4 同左]

5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。

6 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があつた連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

7 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」

の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2又は令和2年旧法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第7条第1項又は令和2年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する同意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

[8 略]

第十号の様式（第三条の四・第五条の三の三・地方税法施行規則の二附を改正する政令（令和二年総務省令第百十四号）による改正前の地方税法施行規則第三条の四の三・第五条の四附（※））

【様式 別紙六十七 挿入】
第10号の様式記載要領

1 この申請書は、法第55条の2第1項若しくは第72条の39の2第1項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第55条の2第1項、第55条の4第1項、第72条の39の2第1項若しくは第72条の39の4第1項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

[2・3 略]

第二十号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）
【様式 別紙六十九 挿入】
第二十号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）
【様式 別紙七十一 挿入】
第20号様式記載要領

[1～6 略]

7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2イ若しくはハ、（政令第45条の4において準用する政令第6条の2第1号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第292条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

8 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の8第3項（令和2年改正法附則第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26

の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する同意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

[8 同左]

第十号の様式（第三条の四・第三条の四の三・第五条の三の三・第五条の四附（※））

【様式 別紙六十六 挿入】
第10号の様式記載要領

1 この申請書は法第55条の2第1項、第55条の4第1項、第72条の39の2第1項又は第72条の39の4第1項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

[2・3 同左]

第二十号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）
【様式 別紙六十八 挿入】
第二十号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）
【様式 別紙七十 挿入】
第20号様式記載要領

[1～6 同左]

7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

【新設】

項（令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑩」の欄の金額を記載すること。

9 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和2年改正法附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項又は令和2年旧法第321条の8第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であつた法人に限り、通算法人及び通算法人であつた法人を除く。）にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

10 市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑪」の欄に第20号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

11 「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、税額控除超過額相当額等の加算額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。

12 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の欄の金額を「当該法人の全従業員数⑫」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業員数⑫」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「左のうち当該市町村分の従業員数⑫」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

13 「⑩のうち見込納付額⑫」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項（法人税法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の

9 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

10 市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑪」の欄に第20号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

11 「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。

12 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の欄の金額を「当該法人の全従業員数⑫」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業員数⑫」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「当該市町村分の従業員数⑫」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

13 「⑩のうち見込納付額⑫」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12

提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第31条の24第1項の規定により連結確定申告書（令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。）の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第2条第12号の7の規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

14 「還付請求税額」の欄は、法第321条の8第32項又は令和2年旧法第321条の8第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12又は令和2年旧政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

15 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

16 法第292条第1項第4号の2イ(1)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

17 法第292条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

18 法第292条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

〔様式 函第711号 単文〕

様式 函第711号 様式別表1-3 記載要領

〔様式 函第711号 単文〕

様式 函第711号 様式別表1-3 記載要領

〔様式 函第711号 単文〕

1 この計算書は、連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。））による改正前の法人税法

（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法1」という。）附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法1」という。）第321条の8第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受け

号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13 「還付請求税額」の欄は、法第321条の8第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

14 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

15 法第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

16 法第292条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

17 法第292条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

〔様式 函第711号 単文〕

様式 函第711号 様式別表1 記載要領

〔様式 函第711号 単文〕

様式 函第711号 様式別表1 記載要領

〔様式 函第711号 単文〕

1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

ようとする連結法人であった法人に限り、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人を除く。）が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

【2～4 略】

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(18)の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)の(27)の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17(3の6)）の(11)の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除超過額相当額等の加算額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、令和2年改正法附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年旧法第321条の8第5項若しくは第9項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の8第23項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項又は令和2年旧法第321条の8第12項若しくは第15項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」の欄の金額を記載すること。

【8 略】

第二十号様式別表一（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

【様式 別紙七十七 挿入】

第二十号様式別表二（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

【様式 別紙七十八 挿入】

第二十号様式別表三（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

【様式 別紙七十九 挿入】

第二十号様式別表四（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

【2～4 同左】

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(18)の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)の(27)の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17(3の6)）の(11)の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除超過額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

6 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、法第321条の8第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の当期控除額の合計額及び第20号様式別表2の2の当期控除額の合計額を記載すること。

7 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の8第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。

【8 同左】

【挿記】

【挿記】

【挿記】

【挿記】

〔様式 別紙八十 挿入〕

第二十号様式別表二の五 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

〔様式 別紙八十一 挿入〕

第20号様式別表2の5記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第5項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第80条第5項に規定する中間期間をいう。）（法人税法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除く。）又は当該連結事業年度（令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の前日10年以内に開始した事業年度（令和2年旧法人税法第80条第5項又は法人税法第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象選付法人税額（法第321条の8第23項第1号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第321条の8第12項第1号に規定する内国法人の控除対象選付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。））、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象選付法人税額（法第321条の8第23項第2号又は令和2年旧法第321条の8第12項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象選付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。））、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象選付法人税額（法第321条の8第12項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象選付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。））及び当該事業年度又は連結事業年度開始の前日10年以内に開始した連結事業年度（令和2年旧法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属選付税額（令和2年旧法第321条の8第15項に規定する控除対象個別帰属選付税額をいう。以下この記載要領において同じ。））について、法第321条の8第23項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項又は令和2年旧法第321条の8第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

〔2 略〕

3 「当期控除額④」の欄は、(1)、(2)及び(4)に掲げる法人にあつてはそれぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、(3)に掲げる法人にあつては(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内及び(ロ)に掲げる金額が(ニ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1) 第20号様式を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除く。）

(イ) この明細書の「当期控除額④」の「計1」の欄の金額

(ロ) 第20号様式の「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によつ

第二十号様式別表二の三 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

〔様式 別紙八十一 挿入〕

第20号様式別表2の3記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の前日10年以内に開始した事業年度（同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象選付法人税額（法第321条の8第12項第1号に規定する内国法人の控除対象選付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。））、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象選付法人税額（同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象選付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。））、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象選付法人税額（同項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象選付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。））及び当該事業年度又は連結事業年度開始の前日10年以内に開始した連結事業年度（法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属選付税額（法第321条の8第15項に規定する控除対象個別帰属選付税額をいう。以下この記載要領において同じ。））について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

〔2 同左〕

〔新設〕

て計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

(2) 第20号様式別表1を提出する法人

(4) この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第20号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

(6) 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額③」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑨」の欄の括弧内の金額及び「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄の金額の合計額を控除した金額

(3) 第20号様式別表1の2を提出する法人

(4) この明細書の恒久的施設帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額

(6) 第20号様式別表1の2の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「(4)」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の「(4)」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「(4)」の欄の括弧内の金額を控除した金額

(6) この明細書の恒久的施設非帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額

(3) 第20号様式別表1の2の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「(6)」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の「(6)」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の「(6)」の欄の括弧内の金額を控除した金額

(4) 第20号様式別表1の3を提出する法人

(4) この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額

(6) 第20号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額（①+②）」と「①の括弧書」のうちいずれが多い額）又は差引法人税額（①+②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額及び「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄の金額の合計額を控除した金額

4 法第321条の8第24項又は令和2年旧法第321条の8第13項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（これらの規定に規定する控除未済還付法人税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度若しくは各中間期間の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること

5 令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第28項又は令和2年旧法

3 法第321条の8第13項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

4 法第321条の8第16項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併

第321条の8第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度若しくは各中間期間の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第11号欄に「田城ロキ」を記載する（第10条）

【備考 第11号欄】

第11号欄に「田城ロキ」を記載する（第10条）

【備考 第11号欄】

第20号様式別表2の7記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第321条の8第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年旧法第321条の8第5項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては令和2年旧法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における令和2年旧法第321条の8第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和2年旧措置法」という。）第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和2年旧法

法人等の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

【備考】

第11号欄に「田城ロキ」を記載する（第10条）

【備考 第11号欄】

第20号様式別表2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第321条の8第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第321条の8第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の23.2（当該最初連結事業年度（2以上の最

人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。) において100分の23.2(当該最初連結事業年度(2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。)を、令和2年旧法第321条の8第6項第1号に規定する普通法人(令和2年旧措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)又は令和2年旧法第321条の8第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20を乗じて計算した金額を記載すること。

3 「当期控除額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(1)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1) 第20号様式別表1を提出する法人

(4) この明細書の「当期控除額⑤」の「計1、第20号様式別表2の「当期控除額⑥」の「計1、第20号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計1、第20号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計1、第20号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計1及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計1の各欄の金額の合計額

(ロ) 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑨」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑨」の欄の括弧内の金額を控除した金額

(2) 第20号様式別表1の3を提出する法人

(4) この明細書の「当期控除額⑤」の「計1及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計1の各欄の金額の合計額

(ロ) 第20号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額(⑪+⑫)と(⑩の括弧書)のうちいずれが多い額)又は差引法人税額(⑪+⑫)③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額⑨」の欄の括弧内の金額を控除した金額

4 令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第5項又は令和2年旧法第321条の8第7項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等(これらの規定に規定する被合併法人等をいう。)の前10年内事業年度(これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。)に係る控除未済個別帰属調整額(これらの規定に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。)とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額(令和2年改正法附則第13条第4項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年旧法第321条の8第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。)と

初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。)を、法第321条の8第6項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)又は法第321条の8第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20(当該最初連結事業年度(2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度)が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23)を乗じて計算した金額を記載すること。

【新設】

2 法第321条の8第7項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等(同項に規定する被合併法人等をいう。)の前10年内事業年度(同項に規定する前10年内事業年度をいう。)に係る控除未済個別帰属調整額(同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額(同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。)とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

に区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第二十号様式別表二の八（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

様式別紙八十七 挿入

第20号様式別表2の8記載要領

- この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法1」という。）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法1」という。）第321条の8第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。））について、令和2年改正法附則第13条第5項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年旧法第321条の8第9項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

- 「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1) 第20号様式別表1を提出する法人

- この明細書の「当期控除額④」の「計1」、第20号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計1」、第20号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計1」、第20号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計1」、第20号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計1」及び第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計1」の各欄の金額の合計額

- 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑨」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑨」の欄の括弧内の金額を控除した金額

(2) 第20号様式別表1の3を提出する法人

- この明細書の「当期控除額④」の「計1」及び第20号様式別表2の7の「当期控除額

⑤」の「計1」の各欄の金額の合計額

- 第20号様式別表1の3の「差引個別帰属法人税額（①+②）」と「①の括弧書」のうちいずれが多い額）又は差引法人税額（①+②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属税額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

- 令和2年改正法附則第13条第5項において準用する法第321条の8第5項又は令和2年旧法第321条の8第10項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごと

第二十号様式別表二の二（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

様式別紙八十六 挿入

第20号様式別表2の2記載要領

- この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第321条の8第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

[新設]

- 法第321条の8第10項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

に記載すること。

第二十号の二様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・紫色) (第十条関係)

〔様式別紙八十九 挿入〕

第二十号の二様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・紫色) (第十条関係)

〔様式 留〕

第20号の2様式記載要領

[1～5 略]

6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2イ若しくはハ、(政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第292条第1項第4号の5イ、ニ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。))第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

第二十号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第十条関係)

〔様式別紙九十一 挿入〕

第二十号の三様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第十条関係)

〔様式別紙九十三 挿入〕

第20号の3様式記載要領

1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。)の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

[2～6 略]

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2ロ若しくはハ、(政令第45条の4において準用する政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第292条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。))第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

8 「予定申告税額」(①×前事業年度又は前連結事業年度の月数)^②の欄は、当該事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。)が6以外である場合は、分子の「6」を当該月数に置き替えて計算した金額を記載すること。

9 「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。)の事業年度の期間を記載すること。

第二十号の二様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・紫色) (第十条関係)

〔様式別紙八十八 挿入〕

第二十号の二様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・紫色) (第十条関係)

〔様式 留〕

第20号の2様式記載要領

[1～5 同左]

6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5イ、ニ又はホ (政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

第二十号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第十条関係)

〔様式別紙九十一 挿入〕

第二十号の三様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第十条関係)

〔様式別紙九十二 挿入〕

第20号の3様式記載要領

1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

[2～6 同左]

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5ロ、ハ又はホ (政令第45条の5において準用する政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

[新設]

[新設]

10 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

様式10の5の11の欄は(田舎ロ本課業課税) (様式10の5の11)

様式10の5の11の欄は(田舎ロ本課業課税)

第20号の3の2様式記載要領

1 この明細書は、内国法人が法第321条の8第36項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この記載要領において「令和2年旧法」という。)第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。

[2～5 略]

6 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の(7)の欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書(別表2付表3)の(16)の欄の金額を記載すること。

7 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

8 内国法人が法第321条の8第37項又は令和2年旧法第321条の8第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

様式10の5の11の欄は(田舎ロ本課業課税) (様式10の5の11)

様式10の5の11の欄は(田舎ロ本課業課税)

第20号の4様式記載要領

1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第38項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。

[2・3 略]

4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第7項本文又は地方税法旅行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額(法人税の明細書(別表6(2))の(18)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(13)又は法人税の明細書(別表6の3)の(11))に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規

8 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

様式10の5の11の欄は(田舎ロ本課業課税) (様式10の5の11)

様式10の5の11の欄は(田舎ロ本課業課税)

第20号の3の2様式記載要領

1 この明細書は、内国法人が法第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。

[2～5 同左]

6 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の(6)の欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書(別表2付表)の(16)の欄の金額を記載すること。

7 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

8 内国法人が法第321条の8第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

様式10の5の11の欄は(田舎ロ本課業課税) (様式10の5の11)

様式10の5の11の欄は(田舎ロ本課業課税)

第20号の4様式記載要領

1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。

[2・3 同左]

4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額(法人税の明細書(別表6(2))の(16)、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(13)又は法人税の明細書(別表6の3)の(11))に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

5 「⑩又は当初申告税額控除額⑩」の欄は、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。）が法第321条の8第39項の規定の適用を受ける場合には「⑩又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。

6 「控除未済外国税額等⑩」から「翌期繰越額⑩」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による代替後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

7 「控除未済外国税額等⑩」の欄に記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第21項又は令和2年旧政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第28項又は令和2年旧政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

8 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第11号の4様式別表1（田県ロキ選業梁梁△△）（銀十米器選）

[新設]

[新設]

5 「控除未済外国税額⑩」の欄に記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

6 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第11号の4様式別表1（田県ロキ選業梁梁△△）（銀十米器選）

【様式 罎】

第20号の4様式別表1記載要領

【1～3 略】

- 4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄に記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第9項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令1と¹いう。」）第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第18項又は令和2年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。
 - 5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄に記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第9項又は令和2年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第18項又は令和2年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

【様式 罎】

- 4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄に記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。
 - 5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄に記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

【様式 罎+1】

第20号の4様式別表1記載要領

【1～3 同左】

【様式 罎+1】

- 4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄に記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。
 - 5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄に記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

【様式 罎+1】

第20号の4様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の4様式の明細書（都民税に係る場合にあっては第7号の2様式（その2）の明細書）に添付すること。

[2～4 略]

第二十号の四様式別表三（田塚日本産業規格△4）（第十卷附送）

【様式 略】

第20号の4様式別表3記載要領

- 1 この明細書は、政令第48条の13第9項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第48条の13第10項の規定を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。

[2 略]

- 3 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄に記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の金額を記載すること。

[（2） 略]

- 4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2））の「調整国外所得金額（17）」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の「個別調整国外所得金額（11）」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

[5～8 略]

第二十号の四様式別表三（田塚日本産業規格△4）（第十卷附送）

【様式 略】

第20号の4様式別表4記載要領

- 1 この明細書は、政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第48条の13第19項の規定を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。

[2 略]

- 3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条

第20号の4様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の4様式の明細書（都民税に係る場合にあっては第7号の2様式（その2）の明細書）に添付すること。

[2～4 同左]

第二十号の四様式別表三（田塚日本産業規格△4）（第十卷附送）

【様式 同左】

第20号の4様式別表3記載要領

- 1 この明細書は、政令第48条の13第10項の規定を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。

[2 同左]

- 3 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄に記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の金額を記載すること。

[（2） 同左]

- 4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2））の「調整国外所得金額（15）」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の「個別調整国外所得金額（11）」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

[5～8 同左]

第二十号の四様式別表三（田塚日本産業規格△4）（第十卷附送）

【様式 同左】

第20号の4様式別表4記載要領

- 1 この明細書は、政令第48条の13第19項の規定を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。

[2 同左]

- 3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条

第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

[5・6 略]

第11号の4様式別表5(用紙日本産業規格V4) (第十巻附送)

【様式別表五十九 挿入】

第20号の4様式別表5記載要領

1 この明細書は、政令第48条の13第21項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。

[2 略]

3 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

4 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人を

第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

[5・6 同左]

第11号の4様式別表5(用紙日本産業規格V4) (第十巻附送)

【様式別表五十九 挿入】

第20号の4様式別表5記載要領

1 この明細書は、政令第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。

[2 同左]

[新設]

3 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人を

いう。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

⑤ 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

⑥ 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

様式10の6の回遷付戻金帳(田葉口長廻兼要添(マ)) (銀十米墨送)

「整理」戻金回遷付戻金

第20号の4様式別表6記載要領

1 この明細書は、政令第48条の13第28項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。

[2 略]

③ 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④①」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

④ 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄は、当該法人

いう。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

④ 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(15)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の3)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

⑤ 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

様式10の6の回遷付戻金帳(田葉口長廻兼要添(マ)) (銀十米墨送)

「整理」戻金回遷付戻金

第20号の4様式別表6記載要領

1 この明細書は、政令第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。

[2 同左]

[新設]

③ 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号

を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

5 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2）の「調整国外所得金額（17）」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の「個別調整国外所得金額（11）」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

様11十申シ調整外所得金額（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

様11十申シ調整外所得金額（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

様11十申シ調整外所得金額（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

様11十申シ調整外所得金額（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

第20号の5様式記載要領

1 この明細書は、法附則第8条の2の2第4項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）附則第8条の2の2第7項若しくは第9項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の市町村長に、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付して提出すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項又は令和2年旧法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

【2・3 略】

4 「按分後の特定寄附金の額（ロ）」の欄は、「計②」の金額を「従業者の数（イ）」の「合計④」の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数（イ）」の「本市町村分③」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

様11十申シ調整外所得金額（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

様11十申シ調整外所得金額（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

第22号の2様式記載要領

【1・2 略】

3 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であつた法人（法第321条の8第3項（地方税法等の一部を改

の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2）の「調整国外所得金額（15）」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の「個別調整国外所得金額（11）」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

様11十申シ調整外所得金額（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

様11十申シ調整外所得金額（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

様11十申シ調整外所得金額（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

様11十申シ調整外所得金額（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

第20号の5様式記載要領

1 この明細書は、法附則第8条の2の2第7項又は第9項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の市町村長に、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

【2・3 同左】

4 「按分後の特定寄附金の額（ロ）」の欄は、「計②」の金額を「従業者の数（イ）」の「合計④」の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数（イ）」の「本市町村分③」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

様11十申シ調整外所得金額（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

様11十申シ調整外所得金額（別表6の3）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

第22号の2様式記載要領

【1・2 同左】

【新設】

<p>正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和2年改正法附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項若しくは令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第321条の8第5項、第9項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）が第20号様式の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の3の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 市町村内に恒久的施設を有する外国法人が第20号様式の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>第二十一条の二の様式（第十条の二の九・地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）による改正前の地方税法施行規則第十条の二の十問題係） <small>「様式」記載箇所「連左」</small> <small>第22号の2の2様式記載要領</small></p> <p>1 この申請書は、法第321条の11の2第1項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第321条の11の2第1項若しくは法第321条の11の3第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。 [2・3 略]</p>	<p>3 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第20号様式の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 市町村内に恒久的施設を有する外国法人が第20号様式の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 [同左]</p> <p>6 [同左]</p> <p>第二十一条の二の様式（第十条の二の九・第十条の二の十問題係） <small>「様式」記載箇所「連左」</small> <small>第22号の2の2様式記載要領</small></p> <p>1 この申請書は法第321条の11の2第1項又は法第321条の11の3第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。 [2・3 同左]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(法人の道府県民税、市町村民税及び都民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この省令による改正後の地方税法施行規則(次項及び次条において「新規則」という。)の規定中法人の道府県民税、市町村民税及び都民税に関する部分は、この省令の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税並びに施行日以後に終了する連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定(同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。次項において「四年旧法人税法」という。))第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び第三項において同じ。)分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税並びに施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税については、なお従前の例による。

2 新規則第三条第一項、第十条第一項及び第十条の二第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度(四年旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」と

いう。)の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税について適用する。

3 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税並びに施行日前に開始した連結事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税については、この省令による改正前の地方税法施行規則第三条第一項、第十条第一項及び第十条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。

(法人の事業税及び特別法人事業税に関する経過措置)

第三条 新規則の規定中法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税については、なお従前の例による。

Header information table including 発信年月日 (Transmission Date), 整理番号 (Order No.), 事務所 (Office), 区分 (Division), 管理番号 (Management No.), and 申告区分 (Reporting Division).

Main header form containing 受付印 (Received Stamp), 令和 (Reiwa) year/month/day, 法人番号 (Corporate No.), 事業種目 (Business Type), 所在地 (Location), 法人名 (Corporate Name), and 代表者名 (Representative Name).

令和 年 月 日 からの令和 年 月 日までの事業年度分又はの道府県民税の申告書

Main calculation table with columns for 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), 税額 (Tax Amount), and 税割 (Tax Reduction). It includes sections for 所得 (Income), 資本 (Capital), 収入 (Income), and 特別法人 (Special Corporation).

Vertical text on the right side of the table, including 道府県民税 (Prefecture Resident Tax) and 署与税理士名 (Tax Agent Name).

Bottom row of the table containing 所得金額の計算の内訳 (Breakdown of Income Calculation) and 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 (Tax Amount to be Waived under Article 15-4).

Table with columns: 発信年月日, 通信日付印, 整理番号, 事務所, 区分, 管理番号, 申告区分

受付印

Header information section including date (令和 年 月 日), company name (法人名), address (所在地), and business type (事業種目).

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又はの道府民税の申告書

Main tax calculation table with columns: 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), 税額 (Tax Amount), and 備考 (Remarks). Rows include income tax (所得割), capital tax (資本割), and special tax (特別法人事業税).

Vertical text on the right side of the table, including '道府県民税' and '署与税理士名'.

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			A		

25	法人番号	37

申告基礎	00					38	申告年月日	43
							年 月 日	

12	B	期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額 又は出資金の額)	85
----	---	---	----

86	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
87	期末現在の 資本金等の額

事業年度又は
連結事業年度

44		49		50		55	
----	--	----	--	----	--	----	--

12	B	27			
		28			000
		29			000
		30			000
		31			000
		32			000
		33			
		34			000
		35			
		36			000
		37			
		38			000

12	B	74			00
		75			00
		76			00
		77			00
		78			00

79					00
----	--	--	--	--	----

80					00
----	--	--	--	--	----

81					00
----	--	--	--	--	----

39					00
----	--	--	--	--	----

41					
----	--	--	--	--	--

43					00
----	--	--	--	--	----

45					00
----	--	--	--	--	----

47					00
----	--	--	--	--	----

49					00
----	--	--	--	--	----

51					
----	--	--	--	--	--

82					00
----	--	--	--	--	----

83					00
----	--	--	--	--	----

54					00
----	--	--	--	--	----

56					00
----	--	--	--	--	----

58					
----	--	--	--	--	--

60					
----	--	--	--	--	--

62					
----	--	--	--	--	--

63					
----	--	--	--	--	--

64					
----	--	--	--	--	--

65					
----	--	--	--	--	--

66					
----	--	--	--	--	--

67					
----	--	--	--	--	--

68					
----	--	--	--	--	--

69					
----	--	--	--	--	--

70					
----	--	--	--	--	--

12	B	36	予備 使途秘匿金 税額等
----	---	----	--------------------

84					
01					
02					
03					
04					
05					000
06					000
07					
08					
09					
10					
11					
12					00
13					00
14					
15					00
16					
17					00
18					00
19					00
20					00
21					
22					
23					000
24					
25					000
26					
71					

72	法人税の繰戻しがある 場合の繰越欠損金額 又は繰越個別欠損金額 収入金額課税された 事業に係る所得金額 又は個別所得金額
73	

12	B	88	益割 益割
住 民 税	総 数	89	
	本県分	90	
東 京 都 市 町 村 分	総 数	91	
	本県分	92	
1	総 数	93	
	本県分	94	
2	総 数	95	
	本県分	96	
3	総 数	97	
	本県分	98	

売上高	総 数	98	
軌道又は 鉄道	99		

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			A		

25	法人番号	37

申告基礎	00					38	申告年月日	43
							年 月 日	

12	B	期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額 又は出資金の額)	86

87	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
88	期末現在の 資本金等の額

事業年度又は
連結事業年度

44

49

50

55

12	B	28	
		29	000
		30	000
		31	000
		32	000
		33	000
		34	
		35	000
		36	
		37	000
		38	
		39	000

12	B	75	00
		76	00
		77	00
		78	00
		79	00

80	00
81	00

82	00
40	00
42	
44	00
46	00
48	00
50	00
52	

41	
43	00
45	
47	00
49	00
51	

53	00
54	00

56	
58	00
60	00
62	

83	00
84	00
55	00
57	00
59	
61	

12	B	89	益割 益割
住民税	総数	90	
	本県分	91	
1	東京都 市町村分	92	
	総数	93	
2	本県分	94	
	総数	95	
3	本県分	96	
	総数	97	
	本県分	98	

63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	

12	B	56	予備
		85	使途秘匿金 税額等
		01	
		02	
		03	
		04	
		05	000
		06	000
		07	
		08	
		09	
		10	
		11	
		12	
		13	00
		14	00
		15	
		16	00
		17	
		18	00
		19	00
		20	00
		21	00
		22	
		23	
		24	000
		25	
		26	000
		27	

73	法人税の繰戻しがある 場合の繰越欠損金額 又は繰越個別欠損金額 収入金額課税された 事業に係る所得金額 又は個別所得金額
74	

売上高	総数	99
	軌道又は は 鉄道	100

Header information table including '発行年月日' (Issue Date), '整理番号' (Organization Number), '事務所' (Office), '区分' (Division), '管理番号' (Management Number), and '申告区分' (Reporting Division).

Main header form containing '受付印' (Received Stamp), '令和 年 月 日' (Date), '法人番号' (Corporate Number), 'この申告の基礎' (Basis of this report), '所在地' (Address), '事業種目' (Business Purpose), '期末現在の資本金の額' (End-of-period capital amount), '法人名' (Corporate Name), and '代表者名' (Representative Name).

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又はの道府県民税の申告書

Main calculation table with columns for '摘要' (Summary), '課税標準' (Tax Standard), '税率' (Tax Rate), '税額' (Tax Amount), and '税額' (Tax Amount). It includes sections for '第一号に掲げる事業' (Business under Article 72-1), '第三号に掲げる事業' (Business under Article 72-3), '内訳' (Breakdown), and '特別法人事業税' (Special Corporate Business Tax).

署与税理士名

(電話)

Table with columns: 発行年月日, 通信日付印, 確認, 整理番号, 事務所, 区分, 管理番号, 申告区分

受付印

Header section containing date (令和 年 月 日), company name (法人名), address (所在地), and business type (事業種目).

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又はの道府県民税の申告書

Main table with columns for tax items (所得金額, 付加価値額, 資本金等), tax rates, and tax amounts. Includes sub-sections for general and special corporate taxes.

署名欄 (署名, 印) and other administrative fields (中間納付額, 決算確定の日, etc.)

住 民 税	総数	100	99						
	本県分	101							
	東京都 市町村分	102							
事 業 税	総数	103							
	1 本県分	104							
	2 総数	105							
	3 本県分	106							
	総数	107							
	3 本県分	108							

法人番号
申告基礎

1 整理番号 事務所 区分 管理番号 申告区分
A
38 申告年月日
年 月 日

12 B
期末現在の資本金の額
又は出資金の額
(解散日現在の資本金の額
又は出資金の額)

97
98
期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額
期末現在の
資本金等の額

事業年度又は
連結事業年度

12 B

27				
28				000
29				000
30				000
31				000
32				000
33				
34				000
35				
36				000
37				
38				000
39				
40				000
41				
42				000
43				
44				000
45				
46				000

12 B

80				00
81				00
82				00
83				00
84				00

85

86

87

88

89

90

91

47

49

51

53

55

57

59

61

63

48

50

52

54

56

58

92

93

94

96

97

12 B
使途秘匿金
税額等

95

01

02

03

04

05

06

07

08

09

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

売上高
総数 109
軌道又
は鉄道 110

74

法人税の繰戻しがある
場合の繰越欠損金額又は
繰越個別欠損金額
収入金額課税された
事業に係る所得金額
又は個別所得金額

78

79

住 民 税	総数	101						
	本県分	102						
	東京都 市町村分	103						
事 業 税	総数	104						
	本県分	105						
	東京都 市町村分	106						
1	総数	107						
	本県分	108						
	東京都 市町村分	109						

法人番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申告
基礎

00

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			A		

12 B

期末現在の資本金の額
又は出資金の額
(解散日現在の資本金の額
又は出資金の額)

97					
----	--	--	--	--	--

期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

期末現在の
資本金等の額

98					
99					

12 B

使途秘匿金
税額等

予備					
96					

事業年度又は 連結事業年度	44				
	49				
	50				
	55				

12 B	28				
	29			000	
	30			000	
	31			000	
	32			000	
	33			000	
	34				
	35			000	
	36				
	37			000	
	38				
	39			000	
	40				
	41			000	
	42				
	43			000	
	44				
	45			000	
	46				
	47			000	

12 B	81			00	
	82			00	
	83			00	
	84			00	
	85			00	

86				00	
----	--	--	--	----	--

87				00	
----	--	--	--	----	--

88				00	
----	--	--	--	----	--

89				00	
----	--	--	--	----	--

90				00	
----	--	--	--	----	--

91				00	
----	--	--	--	----	--

92				00	
----	--	--	--	----	--

48				00	
----	--	--	--	----	--

50					
----	--	--	--	--	--

52				00	
----	--	--	--	----	--

54				00	
----	--	--	--	----	--

56				00	
----	--	--	--	----	--

58				00	
----	--	--	--	----	--

60				00	
----	--	--	--	----	--

62				00	
----	--	--	--	----	--

64					
----	--	--	--	--	--

93				00	
----	--	--	--	----	--

94				00	
----	--	--	--	----	--

95				00	
----	--	--	--	----	--

68				00	
----	--	--	--	----	--

70				00	
----	--	--	--	----	--

72					
----	--	--	--	--	--

74					
----	--	--	--	--	--

01					
02					
03					
04					
05				000	
06				000	
07					
08					
09					
10					
11					
12					
13				00	
14				00	
15					
16				00	
17					
18				00	
19				00	
20				00	
21				00	
22					
23					
24				000	
25					
26				000	
27					
76					
77					
78					

法人税の繰戻しがある
場合の繰越欠損金額又は
繰越個別欠損金額
収入金額課税された
事業に係る所得金額
又は個別所得金額

79					
80					

売上高	総数	110			
	軌道又は は鉄道	111			

通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人名	法人番号		事業年度		
	令和	年	月	日から	日まで

1. 計算の対象となる法人の区分等

法人税における通算承認の有無	①	有（通算法人）・無（通算法人以外の法人）
通算親法人・子法人の区分	②	通算親法人・通算子法人
法人の区分	③	普通法人・一般社団法人等・公益法人等（一般社団法人等以外）・協同組合等・特定医療法人

2. 加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の計算

通算対象欠損金額				率	加算対象通算対象欠損調整額						
④	兆	十億	百万	千	円	⑤	兆	十億	百万	千	円
被配賦欠損金控除額				$\frac{23.2 \text{又は} 19}{100}$	加算対象被配賦欠損調整額						
⑥	兆	十億	百万	千	円	⑦	兆	十億	百万	千	円

3. 課税標準となる法人税額の計算

(使途秘匿金額等)	兆	十億	百万	千	円
法人税法の規定によって計算した法人税額	⑧				
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	⑨				
加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額	⑩				
控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	⑪				
控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額	⑫				
退職年金等積立金に係る法人税額	⑬				
課税標準となる法人税額 ⑧+⑨+⑩-⑪-⑫+⑬	⑭				

通算親法人の本店所在地及び電話番号	(電話)
(ふりがな) 通算親法人の名称及び法人番号	(法人番号)

第六号様式別表一（提出用）
（用紙日本産業規格A4・セピア色）
（第三条・第十条の二関係）
「別紙」

第6号様式別表1記載要領

- 1 この計算書は、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第3項（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。
- 5 「通算対象欠損金額④」の欄は、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（法第53条第11項に規定する通算対象欠損金額をいう。）がある場合に、法人税の明細書（別表7の3）の「通算対象欠損金額(5)」の欄の金額を記載すること。
- 6 「加算対象通算対象欠損調整額⑤」の欄は、「通算対象欠損金額④」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第11項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日）における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第53条第4項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第4項第2号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- 7 「被配賦欠損金控除額⑥」の欄は、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（法第53条第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいう。）がある場合に、法人税の明細書（別表7(2)付表1）の「被配賦欠損金控除額(21)」の「計」の欄の金額を記載すること。
- 8 「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の欄は、「被配賦欠損金控除額⑥」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第17項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日）における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第53条第4項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第4項第2号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- 9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記

載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額及び租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ又は第7号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。）の規定により法人税の額に加算される金額は除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

- 10 「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」の欄は、法第53条第11項又は第17項の規定の適用がある場合に、「加算対象通算対象欠損調整額⑤」及び「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の各欄の金額の合計額を記載すること。
- 11 「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄は、法第53条第3項（令和2年改正法附則第5条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項又は第19項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。
- 12 「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第53条第23項又は第26項（令和2年改正法附則第5条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」及び第6号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

法人名	法人番号	令和	年	月	日から
	連結事業年度 又は事業年度	令和	年	月	日まで

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

(個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等)	①	兆	十億	百万	千	円
法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額						
試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額						
差引個別帰属法人税額((①+②)と(①の括弧書)のうちいずれか多い額)又は差引法人税額(①+②)						
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額						
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額						
退職年金等積立金に係る法人税額						
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ③-④-⑤+⑥						
当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書)- (①+②)						

(用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第十条の一関係) [別紙十]

法人税における連結納税の承認の有無	⑨	有(連結法人)・無(連結法人以外の法人)
連結親法人・子法人の区分	⑩	連結親法人・連結子法人
連結親法人の区分	⑪	普通法人・協同組合等・特定医療法人
連結子法人の区分	⑫	特定連結子法人・非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑬	連結申告・単体申告

連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒 (電話)
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号) _____

法人名	法人番号	令和	年	月	日から
	連結事業年度 又は事業年度	令和	年	月	日まで

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

(個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等)	①	兆	十億	百万	千	円
法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額						
試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額						
差引個別帰属法人税額((①+②)と(①の括弧書)のうちいずれか多い額)又は差引法人税額(①+②)						
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額						
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額						
退職年金等積立金に係る法人税額						
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ③-④-⑤+⑥						
当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書)- (①+②)						

法人税における連結納税の承認の有無	⑨	有(連結法人)・無(連結法人以外の法人)
連結親法人・子法人の区分	⑩	連結親法人・連結子法人
連結親法人の区分	⑪	普通法人・協同組合等・特定医療法人
連結子法人の区分	⑫	特定連結子法人・非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑬	連結申告・単体申告

連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒 (電話)
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号) _____

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の一関係）〔別紙十二〕

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	24
法人番号					37	
38	申告年月日	25	44	49		
	連結事業年度 又は事業年度	43	50	55		
12	B	予備	56	69		

個別帰属特別控除取戻税額等
又は特別控除取戻税額等

01					
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					

(法人番号)

70						82
----	--	--	--	--	--	----

第六号様式別表一の三（入力用）

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	24
法人番号				37		
38	申告年月日	25	44	49		
		連結事業年度 又は事業年度	50	55		
12	B	予備	56	69		

個別帰属特別控除取戻税額等
又は特別控除取戻税額等

09					
01					
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					

（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）〔別紙十三〕

(法人番号)

70						82
----	--	--	--	--	--	----

控除対象通算適用前欠損
調整額の控除明細書

事業年度		・	・	法人名		
事業年度	通算適用前欠損金額 ①	控除対象通算適用前欠損調整額 (①×23.2/100 又は①×19/100) ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・	円	円	円	円	円	円
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						

第六号様式別表二（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の一関係）〔別紙十四〕

第6号様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額（法第53条第3項に規定する通算適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。また、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度（法人税法第64条の9第1項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付し、同項に規定する通算承認の効力が生じた日（以下この記載要領において「通算承認の効力が生じた日」という。）の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業（以下この記載要領において「新たな事業」という。）を開始した場合において同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額があるときは、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において同項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付すること。
- 2 「控除対象通算適用前欠損調整額②」の欄は、「通算適用前欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初通算事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第53条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第53条第4項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第4項第2号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
 - (1) 2以上の最初通算事業年度終了の日がある場合 当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日
 - (2) 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合において法人税法第57条第8項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額がある場合 新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日
 - (3) 最初通算事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第3項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
- 3 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 4 法第53条第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（同項に規定する

前10年内事業年度をいう。)に係る控除未済通算適用前欠損調整額(同項に規定する控除未済通算適用前欠損調整額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算適用前欠損調整額(同条第4項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額をいう。)とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

控除対象合併等前欠損
調整額の控除明細書

事業年度		・	・	法人名		
事業年度	合併等前欠損金額 ①	控除対象前額 調整額 (①×23.2/100 又は①×19/100) ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・	円	円	円	円	円	/
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						

第六号様式別表二の二 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) [別紙十五]

第6号様式別表2の2記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額（法第53条第7項に規定する合併等前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第8項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。また、合併等事業年度（同条第7項に規定する合併等事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類を併せて添付すること。
- 2 「控除対象合併等前欠損調整額②」の欄は、「合併等前欠損金額①」の欄に記載した金額に、合併等事業年度終了の日（合併等事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第8項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日）における法第53条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあつては100分の23.2を、法第53条第4項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第4項第2号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- 3 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 4 法第53条第7項の規定により被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の合併等前欠損金額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合には、この明細書の各欄は、当該被合併法人等の合併等前欠損金額とみなされたものに係る控除対象合併等前欠損調整額（同条第9項に規定する控除対象合併等前欠損調整額をいう。以下この記載要領において同じ。）と同条第8項の規定の適用を受ける法人の控除対象合併等前欠損調整額とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

第6号様式別表2の3記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額（法第53条第13項に規定する通算対象所得金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。
- 2 「通算対象所得金額①」の欄は、通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表7の3）の「通算対象所得金額(11)」の欄の金額を記載すること。
- 3 「控除対象通算対象所得調整額②」の欄は、「通算対象所得金額①」の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第53条第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第53条第14項第1号に規定する一般社団法人等にあつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
 - (1) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
 - (2) 法第53条第15項に規定する被合併法人等（以下この記載要領において「被合併法人等」という。）の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日
- 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 5 法第53条第15項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済通算対象所得調整額（同項に規定する控除未済通算対象所得調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算対象所得調整額（同条第14項に規定する控除対象通算対象所得調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

第6号様式別表2の4記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額（法第53条第19項に規定する配賦欠損金控除額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。
- 2 「配賦欠損金控除額①」の欄は、配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表7(2)付表1）の「配賦欠損金控除額(22)」の「計」の欄の金額を記載すること。
- 3 「控除対象配賦欠損調整額②」の欄は、「配賦欠損金控除額①」の欄に記載した金額に、配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第53条第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第53条第14項第1号に規定する一般社団法人等にあつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
 - (1) 配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第19項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
 - (2) 法第53条第21項に規定する被合併法人等（以下この記載要領において「被合併法人等」という。）の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日
- 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第6号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 5 法第53条第21項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済配賦欠損調整額（同項に規定する控除未済配賦欠損調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象配賦欠損調整額（同条第20項に規定する控除対象配賦欠損調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

第6号様式別表2の6記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第80条第5項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）において生じた還付対象欠損金額（法第53条第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。
- 2 「還付対象欠損金額①」の欄は、還付対象欠損金額の生じた各事業年度又は各中間期間について、当該事業年度又は中間期間の法人税の明細書（別表7（2））の「損金算入特定欠損金額(3)」の「当期分」の欄（「通算対象外欠損金額による繰戻し額」の欄）及び「損金算入非特定欠損金額(6)」の「当期分」の欄（「(3)以外の欠損金による繰戻し額」の欄）の合計額を記載すること。
- 3 「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第53条第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第53条第14項第1号に規定する一般社団法人等にあつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
 - (1) 還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
 - (2) 法第53条第28項に規定する被合併法人等（以下この記載要領において「被合併法人等」という。）の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日
- 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」及び第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第6号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額及び「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄の金額の合計額を控除した金額
- 5 法第53条第28項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付対象欠損調整額（同項に規定する控除未済還付対象欠損調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度又は各中間期間の控除対象還付対象欠損調整額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各中間期間ごとに記載すること。

控除対象個別帰属調整額
の控除明細書

連結事業年度 又は事業年度		・ ・	法人名			
事業年度又は 連結事業年度	連結適用前欠 損金額又は連 結適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 (①×23.2/100又は ①×20/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・ ・	円	円	円	円	円	
・ ・						円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
計						

第六号様式別表二（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙二十一〕

控除対象個別帰属調整額
の控除明細書

連結事業年度 又は事業年度		・	・	法人名		
事業年度又は 連結事業年度	連結適用前欠 損金額又は連 結適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 (①×23.2/100又は ①×20/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・	円	円	円	円	円	
・						円
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						

第六号様式別表二の七（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙二十二〕

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）〔別紙二十五〕

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事業年度	令和	年	月	日	から
		令和	年	月	日	日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2㉓又は別表5の3㉔	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2㉑若しくは下表3㉒又は別表5の2の3㉓、 別表5の2の3㉔若しくは別表5の2の3㉕	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2㉔又は別表5の4㉕	②		当該事業年度の月数	⑬	月	
	純支払賃借料 別表5の2の2㉕又は別表5の5㉖	③		⑫×⑬	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3㉓、別表5の2の3㉔若しくは 別表5の2の3㉕又は別表5の2の4㉖	⑮		
単年度損益	第6号様式㉗又は別表5㉘	⑤		差引	⑯	⑭-⑮	
付加価値額	④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰		
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合	①/④	⑦	%	(⑰のうち1,000億円を超え 5,000億円以下の金額) × 50/100	⑱		
雇用除額 の 定計 控算	④×70/100	⑧	兆 十億 百万 千 円	(⑰のうち5,000億円を超え 1兆円以下の金額) × 25/100	⑲		
	雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		仮計	⑳	⑰+⑱+⑲	
雇用者給与等支給増加額 別表5の6㉙又は別表5の6の2㉚	⑩			国内における所得等課税事業に係る 期末の従業員数	㉑		人
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪			国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業員数	㉒		人
				計	㉓	⑲+⑲	
				課税標準となる資本金等の額 ⑳又は⑳×㉑/㉓若しくは㉑×㉒/㉓	㉔	兆 十億 百万 千 円	

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ㉕	当期中の減少額 ㉖	当期中の増加額 ㉗	差引期末現在の金額 ㉘ (㉕-㉖+㉗)
資本金の額 又は出資金の額	1			
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減が あった場合の理由等				

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和	年	月	日から
	事業年度	令和	年	月	日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2㉓又は別表5の3㉔	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2㉑若しくは下表3㉒又は別表5の2の3㉓、 別表5の2の3㉔若しくは別表5の2の3㉕	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2㉔又は別表5の4㉕	②		当該事業年度の月数	⑬		月
	純支払賃借料 別表5の2の2㉓又は別表5の5㉖	③		$⑫ \times \frac{⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3㉔、別表5の2の3㉕若しくは 別表5の2の3㉖又は別表5の2の4㉗	⑮		
単年度損益 第6号様式㉘又は別表5㉙	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯			
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦		$\frac{⑮}{⑯} \times \frac{50}{100}$ (⑮のうち1,000億円を超え 5,000億円以下の金額)	⑱			%
除額 ④ $\times \frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\frac{⑮}{⑯} \times \frac{25}{100}$ (⑮のうち5,000億円を超え 1兆円以下の金額)	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6㉚又は別表5の6の2㉛	⑩		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業員数	㉑			人
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業員数	㉒			人
			計 ⑳+㉑	㉓			
			課税標準となる資本金等の額 ㉓又は㉓ \times ㉑/㉒若しくは㉓ \times ㉒/㉑	㉔	兆 十億 百万 千 円		

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ㉕	当期中の減少額 ㉖	当期中の増加額 ㉗	差引期末現在の金額 ㉘ (㉕-㉖+㉗)
	兆 十億 百万 千 円			
資本金の額又は出資金の額	1			
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減があった場合の理由等				

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係) [別紙二十六]

収入金額に関する計算書
 (法第72条の2第1項第2号第3号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	・ ・	法人名	
----------	--------	--------	-----	--

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙二十七]

法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	摘 要		金 額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
	差 引 計	①-② ③	
	法附則第9条第8項の規定による控除額	④	
	法附則第9条第10項の規定による控除額	⑤	
	法附則第9条第19項の規定による控除額	⑥	
	法附則第9条第20項の規定による控除額	⑦	
	法附則第9条第21項の規定による控除額	⑧	
	法附則第9条第22項の規定による控除額	⑨	
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨ ⑩	

収入金額に関する計算書

(法第72条の2第1項第2号第3号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	・ ・	法人名
----------	--------	--------	-----

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙二十八]

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
	差引計	①-②	③
	法附則第9条第8項の規定による控除額		④
	法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤
	法附則第9条第18項又は令和2年旧法附則第9条第19項の規定による控除額		⑥
	法附則第9条第19項又は令和2年旧法附則第9条第20項の規定による控除額		⑦
	法附則第9条第20項又は令和2年旧法附則第9条第21項の規定による控除額		⑧
	法附則第9条第21項又は令和2年旧法附則第9条第22項の規定による控除額		⑨
	法附則第9条第22項の規定による控除額		⑩
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩	⑪

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

第六号様式別表九（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙二十九〕

控除前所得金額 第6号様式⑥-（別表10⑨又は⑪）		①	円	所得金額控除限度額 ①× $\frac{50又は100}{100}$	②	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③		当期控除額④ <small>（当該事業年度の③と②-当該事業年度前の③の合計額のうち少ない金額）</small>	翌期繰越額⑤ <small>（③-④）又は別表11⑰</small>	
・ ・	欠損金額等・災害損失金		円			円
・ ・	欠損金額等・災害損失金					円
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
計						
当期 区分	欠損金額等・災害損失金					
	同上のうち 災害損失金					円
	青色欠損金					
合計						
災害により生じた損失の額の計算						
災害の種類		災害のやんだ日又は やむを得ない事情のやんだ日				・ ・
当期の欠損金額⑥		円	差引災害により生じた 損失の額⑦-⑧	⑨		円
災害により生じた損失の額⑦			繰越控除の対象となる 損失の額⑥と⑨ のうち少ない金額	⑩		
保険金又は損害賠償 金等の額⑧						

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書 (法第72条の2第1項第1号に掲げる事業)

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

控除前所得金額 第6号様式68-(別表10⑨又は⑪)		①	円	損金算入限度額 ①× $\frac{50又は100}{100}$	②	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③		当期控除額④ (当該事業年度の③と②-当該事業年 度前の④の合計額)のうち少ない金額)	翌期繰越額⑤ (③-④)又は別表11⑬)	
・ ・	欠損金額等・災害損失金		円			
・ ・	欠損金額等・災害損失金					円
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・	欠損金額等・災害損失金					
計						
当 期 分	欠損金額等・災害損失金					
	同上のうち 災害損失金					円
	青色欠損金					
合計						
災害により生じた損失の額の計算						
災害の種類		災害のやんだ日又は やむを得ない事情のやんだ日		・ ・		
当期の欠損金額⑥		円	差引災害により生じ た損失の額(⑦-⑧)⑨			円
災害により生じた損 失の額⑦			繰越控除の対象とな る損失の額(⑥と⑨)⑩ のうち少ない金額)			
保険金又は損害賠償 金等の額⑧						

第六号様式別表九 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙三十]

認定事業適応法人の欠損金額等の控除の特例に関する明細書 (法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

欠損控除前所得金額 別表9の①	①	円	所得金額控除限度超過額 $① \times \frac{50}{100}$	②	円	
投資額残額の計算						
投資額の累計額	③	円	投資額残額 ③ - ④	⑤	円	
前期以前に特例の適用を受けた金額の累計額 (前期以前の⑥の合計額)	④		当期に特例の適用を受けた金額 (⑫の計)	⑥		
超過控除対象額の計算						
特例事業年度	特例対象控除未済欠損金額等 (別表9の③)	特例の適用がない場合の当期控除額 (当該特例事業年度の別表9の③と(別表9の② - 当該特例事業年度前の別表9の④の合計額)のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)	⑦のうち超過控除可能額 $⑦ - ⑧$ (マイナスの場合は0)	投資額残額 $⑤ - (当該特例事業年度前の⑫)$	所得金額控除限度超過額 $② - (当該特例事業年度前の⑫)$	超過控除対象額 (⑨、⑩と⑪のうち少ない金額)
	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
・	円	円	円	円	円	円
・						
計						

第六号様式別表九の二 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) 「別紙三十一」

認定事業適応法人の欠損金額等の控除の特例に関する明細書 (法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

欠損控除前所得金額 別表9の①		①	円	所得限度額 (別表9の①-②)		②	円
投資額残額の計算							
投資の額の累計額		③	円	投資額残額 ③ - ④		⑤	円
前期以前に特例の適用を受けた金額の累計額 (前期以前の⑥の合計額)		④		当期に特例の適用を受けた金額 (⑫の計)		⑥	
超過控除対象額の計算							
特例事業年度	特例対象控除未済欠損金額等 (別表9の③)	⑦	円	⑦のうち超過控除可能額 ⑦ - ⑧ (マイナスの場合は0)	⑧	円	⑨
	特例の適用がない場合の当期控除額 (当該特例事業年度の別表9の③と(別表9の②-当該特例事業年度前の別表9の④の合計額)のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)	⑩	円	⑩ - (当該特例事業年度前の⑫)	⑪	円	⑫
・	・		円			円	
・	・		円			円	
計							

第六号様式別表九の二 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) 「別紙三十二」

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙三十三〕

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑦又は別表5⑳) - ⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		所得金額	⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑦又は別表5⑳)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計 (①+②+③)	④		当期控除額	④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)		⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額 (別表9④の計)	⑦		/			
	差引欠損金額等 (⑤-⑥-⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発 生 事 業 年 度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と⑭-当該発生事業年度前の⑯の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)
	⑮	⑯	⑰
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散
 の場合の欠損金額等の控除明細書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業
 第3号）

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格A4）
 （第五条関係）「別紙三十四」

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 （第6号様式⑧又は別表5④）-⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②			⑦の金額を控除する前の所得 （第6号様式⑧又は別表5④）	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計（①+②+③）	④			④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 （⑮の計）		⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 （プラスの場合は0）	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 （⑪と⑬のうち少ない金額）		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額（別表9④の計）	⑦		/			
	差引欠損金額等（⑤-⑥-⑦）	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発 生 事 業 年 度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 （第6号様式別表9③-④）	欠損金額等からしないものとする金額 （当該発生事業年度の⑮と⑭-当該発生事業 年度前の⑯の合計額）のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 （⑮-⑯）
	⑮	⑯	⑰
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の
控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

（法第72条の2第1項
第1号に掲げる事業
第3号）

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等					
事業年度	欠損金額等の区分	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔前期の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤若しくは別表13の3の⑤〕	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等 〔適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定 適格合併等の日： 被合併法人等の名称：〕		調整後の控除未済欠損金額等 ①+②
			被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区分 〔最終の事業年度の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤〕	
		①		②	③
・	欠損金額等・災害損失金	円	・	欠損金額等・災害損失金	円
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
計			計		

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細					
適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日	・	
対象法人の別	被合併法人等（名称：）・当該法人		支配関係発生日	・	
対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合			
		被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額等 〔⑧-⑫〕又は〔別表13の⑦〕	引継ぎを受ける未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては⑤と⑥のうち少ない金額〕
		④	⑤	⑥	⑦
・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
計					

支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細				
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額〔支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等〕 ⑧	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算		
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額 ⑨	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 ⑩	特定資産譲渡等損失額 ⑨-⑩ ⑪
	円	円	円	円
・				
・				
・				
・				
・				
計				

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の
 控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

(法第72条の2第1項
 第1号に掲げる事業
 第3号)

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

第六号様式別表十二 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙三十六]

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等					
事業年度	欠損金額等の区分	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 <small>(前期の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤若しくは別表13の3の⑤)</small>	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等 <small>(適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定 適格合併等の日： 被合併法人等の名称：)</small>		調整後の控除未済欠損金額等 ①+②
			被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区分 <small>(被合併法人等の未処理欠損金額等 最終の事業年度の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤)</small>	
		①	②		③
・	欠損金額等・災害損失金	円	・	欠損金額等・災害損失金	円
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
・	欠損金額等・災害損失金		・	欠損金額等・災害損失金	
計			計		
支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細					
適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・
対象法人の別	被合併法人等(名称：)		支配関係発生日		・
対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合			
		被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 <small>(被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤)</small>	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 <small>(被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤)</small>	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額等 <small>(⑧-⑫)又は(別表13の⑦)</small>	引継ぎを受ける未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 <small>(支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては⑤と⑥のうち少ない金額)</small>
		④	⑤	⑥	⑦
・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
・	欠損金額等・災害損失金				
計					
支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細					
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 <small>(支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等)</small>	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額 <small>(⑧)</small>	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額 <small>(⑩)</small>	特定資産譲渡等損失額 <small>(⑨-⑩)</small>	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 <small>(⑧と⑩のうち少ない金額)</small>
		⑧	⑨	⑩	⑪
・	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
・					
計					

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）
 特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

対象法人の別	被合併法人等（名称： _____）・当該法人				
適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日	・	
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の特定資産譲渡等損失額の計算				
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額（別表12⑨） ①	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額（別表12⑩） ②	各関連法人における損金算入額等の合計額（各関連法人の⑦の合計額） ③	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額（各関連法人の⑭の合計額） ④	特定資産譲渡等損失額 ①-②+④ ⑤
：	円	円	円	円	円
：					
：					
：					
計					

関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の計算の明細									
関連法人の名称			支配関係発生日				・		
合併等前二年以内適格合併等の別			適格合併・残余財産の確定				合併等前二年以内適格合併等の日		
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人等の別			他の関連法人（名称： _____）・被合併法人等・当該法人						
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算				特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額の計算		特定資産譲渡等損失相当欠損金額等 ⑪-⑬
		〔関連法人対象事業年度のそれぞれの別表9「当期分の青色欠損金」〕 ⑥	当該関連法人における損金算入額等 ⑦	譲渡等特定事由による損失の額の合計額 ⑧	譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 ⑨	特定資産譲渡等損失額 ⑧-⑨ ⑩	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑥と⑩のうち少ない金額〕又は⑭ ⑪	控除済金額 〔他の関連法人の⑬の合計額〕 ⑫	
：	：	円	円	円	円	円	円	円	円
：	：	内							
：	：	内							
：	：	内							
：	：	内							
：	：	内							
計									

関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算						
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	簿価純資産超過額等がある場合				特例計算による関連法人の特定資産譲渡等損失相当額 〔⑳に金額の記載がある場合にあっては0、㉑に金額の記載がある場合にあっては⑱〕
		関連法人対象事業年度の欠損金発生額 ⑥	特定資産譲渡等損失額 ⑩	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑮と⑯のうち少ない金額〕 ⑰	⑰のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 〔㉑の金額を⑰の古いものから順次振当〕 ⑱	
：	：	円	円	円	円	
：	：	内				
：	：	内				
：	：	内				
：	：	内				
計						

関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細					
時価純資産超過額 〔(⑳のイ)-(㉑のイ)-(㉒のロ)-(㉓のロ)〕		⑳	円	簿価純資産超過額 〔(㉒のロ)-(㉓のロ)-(㉔のイ)-(㉕のイ)〕	
資			負		
名称等		時価	帳簿価額	名称等	
		(イ)	(ロ)		
	㉖	円	円		㉗
	㉘				㉙
	㉚				㉛
	㉜				㉝
	㉞				㉟
計	㊱			計	㊲

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）
 特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

対象法人の別	被合併法人等（名称：_____）・当該法人				
適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の特定資産譲渡等損失額の計算				
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額 （別表12⑨） ①	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額 （別表12⑩） ②	各関連法人における損金算入額等の合計額 （各関連法人の⑦の合計額） ③	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額 （各関連法人の⑭の合計額） ④	特定資産譲渡等損失額 ①-②+④ ⑤
：	円	円	円	円	円
：					
：					
：					
計					

関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の計算の明細									
関連法人の名称			支配関係発生日				・		
合併等前二年以内適格合併等の別			適格合併・残余財産の確定				合併等前二年以内適格合併等の日		
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人等の別			他の関連法人（名称：_____）・被合併法人等・当該法人						
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額 〔関連法人対象事業年度のそれぞれの別表9「当期分の青色欠損金」〕 ⑥	当該関連法人における損金算入額等 ⑦	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額の計算		特定資産譲渡等損失相当欠損金額等 ⑪-⑬
				譲渡等による損失の額の合計額 ⑧	譲渡等による利益の額の合計額 ⑨	特定資産譲渡等損失額 ⑧-⑨ ⑩	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑥と⑩のうち少ない金額〕又は ⑭	控除済金額 〔他の関連法人の⑬の合計額〕 ⑫	
：	：	円	円	円	円	円	円	円	円
：	：	内							
：	：	内							
：	：	内							
：	：	内							
計									

関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算						
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	簿価純資産超過額等がある場合				特例計算による関連法人の特定資産譲渡等損失相当額 〔⑳に金額の記載がある場合にあつては0、㉑に金額の記載がある場合にあつては⑱〕 ⑲
		関連法人対象事業年度の欠損金発生額 ⑥	特定資産譲渡等損失額 ⑩	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑮と⑯のうち少ない金額〕 ⑰	⑰のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 〔㉑の金額を⑰の古いものから順次振当〕 ⑱	
：	：	円	円	円	円	
：	：	内				
：	：	内				
：	：	内				
計						

関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時点における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細					
時価純資産超過額 〔(⑳のイ)-(㉑のイ)-(㉒のロ)-(㉓のロ)〕 ⑳		円	簿価純資産超過額 〔(㉒のロ)-(㉓のロ)-(㉔のイ)-(㉕のイ)〕 ㉑		円
資 産			負 債		
名 称 等	時 価	帳簿価額	名 称 等	時 価	帳簿価額
	(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)
	⑳	円		㉑	円
	㉒			㉓	
	㉔			㉕	
	㉖			㉗	
	㉘			㉙	
計	㉚		計	㉛	

第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）〔別紙三十九〕

※処理事項	発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認				
受付印	令和 年 月 日			法人番号	申告年月日	
					年 月 日	
所在地 <small>(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	(電話)			事業種目		
(ふりがな)				期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆	十億
法人名				期末現在の 資本金等の額	百万	千
(ふりがな)				(ふりがな)	円	
代表者 氏名				経理責任者 氏名		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る道府県民税の 申告書 ※

	課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書(別表19)の(12))	①	兆	十億	百万	千	円
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人 における課税標準となる退職年金等積立金に係る 法人税額	②					000
	法人税割額 $\left(\text{①又は②} \times \frac{\quad}{100} \right)$	③					00
	③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	④					00
	この申告により納付すべき法人税割額 ③-④	⑤					00
東京都に申告する場合の③の計算	特別区分の課税標準額	⑥					000
	同上に対する税額 $\left(\text{⑥} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑦					
	市町村分の課税標準額	⑧					000
	同上に対する税額 $\left(\text{⑧} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑨					

関与税理士 署名	(電話)
-------------	-------

※ 処理事項	発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認				



令和 年 月 日		法人番号		申告年月日	
所在地 <small>(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>		事業種目		年 月 日	
(ふりがな)		期末現在の資本金の額 又は出資金の額		兆 十億 百万 千 円	
法人名		期末現在の 資本金等の額			
(ふりがな)		(ふりがな)			
代表者 氏名		経理責任者 氏名			

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る道府県民税の 申告書 ※

	課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書(別表20)の(12))	①	兆 十億 百万 千 円	000
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人 における課税標準となる退職年金等積立金に係る 法人税額	②		000
	法人税割額 $\left(\text{①又は②} \times \frac{\quad}{100} \right)$	③		00
	③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	④		00
	この申告により納付すべき法人税割額 ③-④	⑤		00
東京都に申告する場合の③の計算	特別区分の課税標準額	⑥		000
	同上に対する税額 $\left(\text{⑥} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑦		
	市町村分の課税標準額	⑧		000
	同上に対する税額 $\left(\text{⑧} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑨		

関与税理士 署名	(電話)
-------------	------

令和 年 月 日 受付印		登記事項 登記年月日 通信日付印		整理番号	事務所	管理番号	申告区分
		法人番号		申告年月日 年 月 日		殿	
所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記) (ふりがな)	(電話)			事業種目		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)	
法人名 (ふりがな)	(ふりがな)			前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額		前期末現在の 資本金等の額	
代表者氏名 (ふりがな)	経理責任者氏名 (ふりがな)						

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は 道府県民税の 連結事業年度分 の 特別法人事業税 の 予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (40の金額)	18	兆	十億	百万	千	円	00
所得割額 (41× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	19						00
付加価値割額 (42× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	20						00
資本割額 (43× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	21						00
収入割額 (44× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	22						00
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (50)	23						00
特別法人税 特別法人事業税額 (23× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	24						00
予定申告税額 (19+20+21+22+24)	25						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	26						00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	27						00
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割	所得金額総額 (28)	兆	十億	百万	千	円	
所得割	所得金額 (29)						
付加価値割	付加価値額総額 (30)						
付加価値割	付加価値額 (31)						
資本割	資本金等の額総額 (32)						
資本割	資本金等の額 (33)						
収入割	収入金額総額 (34)						
収入割	収入金額 (35)						
合計事業税額 (29+31+33+35)				36			
事業税の特定寄附金税額控除額				37			
仮装経理に基づく事業税額の控除額				38			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				39			
納付すべき事業税額 (36-37-38-39)				40			
④の内訳	所得割 (41)	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 (42)
	資本割 (43)						収入割 (44)
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割に係る特別法人事業税額 (45)		兆	十億	百万	千	円	00
収入割に係る特別法人事業税額 (46)							00
合計特別法人事業税額 (45+46)				47			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				48			
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				49			
納付すべき特別法人事業税額 (47-48-49)				50			
この申告の期間							
前事業年度又は前連結事業年度の期間							
備考							
関与税理士 署 名 (電話)							

（事業税）

（特別法人事業税）

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

殿

所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記) (ふりがな)	(電話)	事業種目	兆 十億 百万 千 円
法人名 (ふりがな)		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	()
代表者氏名 (ふりがな)	経理責任者氏名 (ふりがな)	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
		前期末現在の 資本金等の額	

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は 道府県民税の 連結事業年度分 の 特別法人事業税 の 予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (41)の金額	19	兆 十億 百万 千 円	00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18)の金額	①	兆 十億 百万 千 円	00
所得割額 (42× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	20		00	予定申告税額 (1)× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	②		00
付加価値割額 (43× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	21		00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
資本割額 (44× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	22		00	この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④		00
収入割額 (45× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	23		00	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤		月
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (51)	24		00	円× $\frac{⑤}{12}$	⑥		00
特別法人税 特別法人事業税額 (24× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	25		00	この申告により納付すべき道府県民税額 ④+⑥	⑦		00
予定申告税額 (20+21+22+23+25)	26		00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細			
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	27		00	(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑧	兆 十億 百万 千 円	()
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ②6-27	28		00	法人税割額	⑨		
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑩		
摘要	課税標準	税率 (100)	税額	税額控除超過額相当額の加算額	⑪		
所得割 所得金額総額 ⑲	兆 十億 百万 千 円			外国国際会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫		
所得割 所得金額 ⑳				外国の法人税等の額の控除額	⑬		
付加価値割 付加価値額総額 ㉑	兆 十億 百万 千 円			仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭		
付加価値割 付加価値額 ㉒				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮		
資本割 資本金等の額総額 ㉓	兆 十億 百万 千 円			納付すべき法人税割額 ⑨-⑩+⑪-⑫-⑬-⑭-⑮	⑯		
資本割 資本金等の額 ㉔				⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑰		
収入割 収入金額総額 ㉕	兆 十億 百万 千 円			差引法人税割額 ⑯-⑰	⑱		
収入割 収入金額 ㉖				法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	⑳		
合計事業税額 ⑳+㉑+㉒+㉓	37			この申告の期間			
事業税の特定寄附金税額控除額	38			前事業年度又は前連結事業年度の期間			
仮装経理に基づく事業税額の控除額	39			通算親法人の事業年度の期間			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	40			関与税理士 署名 (電話)			
納付すべき事業税額 37-38-39-40	41						
④の内訳 所得割 42 兆 十億 百万 千 円 付加価値割 43							
④の内訳 資本割 44 収入割 45							
摘要	課税標準	税率 (100)	税額				
所得割に係る特別法人事業税額 46 兆 十億 百万 千 円 00							
収入割に係る特別法人事業税額 47 00							
合計特別法人事業税額 (46+47)	48						
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	49						
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	50						
納付すべき特別法人事業税額 48-49-50	51						
備考							

第六号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) 「別紙四十二」

(事業税)

(特別法人事業税)

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	24
			A			
	法人番号			申告年月日		43
				年	月	日
						25

12	B	70							
		71							
		72							
		73							
		56							69
		予備							

事業年度又は
連結事業年度

44

49

50

55

12	B	18							00
		19							00
		20							00
		21							00
		22							00
		23							00
		24							00
		25							00
		26							00
		27							00

12	B	01							00
		02							00
		03							00
		04							00
		05							00
		06							00
		07							00

		12	B	80						
事業税	1	総数	81							
		本県分	82							
	2	総数	83							
		本県分	84							
	3	総数	85							
		本県分	86							
売上高		総数	87							
		軌道又は は鉄道	88							

51

受付印

送付年月日	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
令和 年 月 日				

所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	(電話)						
法人名		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	(ふりがな)						
代表者 氏名	経理責任者 氏名	前期末現在の 資本金等の額					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は 道府県民税 特別法人事業税 の 連結事業年度分 の 予定申告書 ※

事業税				道府県民税							
前事業年度の事業税額 (53)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00				
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業											
所得割額 (54) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00				
付加価値割額 (55) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩						00				
資本割額 (56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪						00				
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業											
収入割額 (57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	00				
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業											
所得割額 (58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00				
付加価値割額 (59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭						00				
資本割額 (60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮						00				
収入割額 (61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯						00				
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (68)の金額	⑰						00				
特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱						00				
予定申告税額 (9)+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯	⑲						00				
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳						00				
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉑						00				
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒										
道府県民税				前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (32)の金額	①	兆	十億	百万	千	円	00
道府県民税				予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	②						00
道府県民税				この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法 人税割額	③						00
道府県民税				この申告により納付 すべき法人税割額 (2)-③	④						00
道府県民税				均等 割額 算定期間中において 事務所等を有していた月数	⑤						月
道府県民税				円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	兆	十億	百万	千	円	00
道府県民税				この申告により納付 すべき道府県民税額 (4)+⑥	⑦						00
道府県民税				この申告の期間							
道府県民税				前事業年度又は前連結事業 年度の期間							

関与税理士署名 (電話)

第六号の三様式 (その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙四十五]

事業年度又は
連結事業年度

・ ・

・ ・

法人名

(事業税)

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細																							
摘要	課税標準	税率 (100)	税額	(特別控除戻取戻税額等又は個別 帰属特別控除戻取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額	兆	十億	百万	千	円																		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業																											
所得割	所得金額総額 ㉓			法人税割額 ㉔																							
	所得金額 ㉕			道府県民税の特定 寄附金税額控除額 ㉕																							
付加価値割	付加価値額総額 ㉖			外国の法人税等 の額の控除額 ㉖																							
	付加価値額 ㉗			仮装経理に基づく法人 税割額の控除額 ㉗																							
資本割	資本金等の額総額 ㉘			租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額 ㉘																							
	資本金等の額 ㉙			納付すべき法人税割額 ㉔-㉕-㉖-㉗-㉘ ㉙																							
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業																											
収入割	収入金額総額 ㉚			⑳のうち特別控除戻取戻税額等 又は個別帰属特別控除戻取戻税額等 に係る法人税割額 ㉚																							
	収入金額 ㉛			差引法人税割額 ㉙-㉚ ㉛																							
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																											
所得割	所得金額総額 ㉜																										
	所得金額 ㉝																										
付加価値割	付加価値額総額 ㉞																										
	付加価値額 ㉟																										
資本割	資本金等の額総額 ㊱																										
	資本金等の額 ㊲																										
収入割	収入金額総額 ㊳																										
	収入金額 ㊴																										
合計事業税額 ㉕+㉖+㉘+㉚+㉜+㉞+㊱+㊳ ㊴																											
事業税の特定寄附金税額控除額 ㊵																											
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㊶																											
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㊷																											
納付すべき事業税額 ㊴-㊵-㊶-㊷ ㊸																											
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																											
所得割 ㊹	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ㊺	兆	十億	百万	千	円																
資本割 ㊻						収入割 ㊼																					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																											
所得割 ㊽	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ㊾	兆	十億	百万	千	円																
資本割 ㊿						収入割 ㋀																					
摘要				税率 (100)				税額																			
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額 ㋁				兆				十億				百万				千				円				0.0			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額 ㋂																				0.0							
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額 ㋃																				0.0							
合計特別法人事業税額 (㋁+㋂+㋃) ㋄																				㋄							
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ㋅																				㋅							
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ㋆																				㋆							
納付すべき特別法人事業税額 ㋄-㋅-㋆ ㋇																				㋇							

(特別法人事業税)

第六号の三様式(その2) (提出用) 次葉 (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)



※処理事項	通信年月日 通信用日付印	確認	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
-------	-----------------	----	------	-----	------	------

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日 年 月 日

事業種目

所在地 (電話) (ふりがな)

前期末現在の資本金の額又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は前連結事業年度分の道府県民税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (54)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業							
所得割額 (55) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩						00
資本割額 (57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪						00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							
収入割額 (58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							
所得割額 (59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭						00
資本割額 (61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮						00
収入割額 (62) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯						00
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (69)の金額	⑰						00
特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱						00
予定申告税額 (9) + (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (18)	⑲						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳						00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (19) - (20)	㉑						00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒						
備考							
関与税理士署名 (電話)							

第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙四十六]

		事業年度又は 連結事業年度		・		法人名		
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細				
摘要		課税標準		税率 (100)		税額		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				<small>(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等)</small> <small>課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額</small>				
所得割	所得金額総額	③4	兆 十億 百万 千 円			②3	兆 十億 百万 千 円	
	所得金額	③5				②4		
付加価値割	付加価値額総額	③6				②5		
	付加価値額	③7				②6		
資本割	資本金等の額総額	③8				②7		
	資本金等の額	③9				②8		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				<small>道府県民税の特定 寄附金税額控除額</small> <small>税額控除超過額 相当額の加算額</small> <small>外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額</small>				
収入割	収入金額総額	④0	兆 十億 百万 千 円			②9		
	収入金額	④1				③0		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				<small>外国の法人税等 の額の控除額</small> <small>仮装経理に基づく法人 税割額の控除額</small> <small>租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額</small> <small>納付すべき法人税割額 ②4-②5+②6-②7-②8-②9-③0</small> <small>③1のうち特別控除取戻税額等 又は個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額</small>				
所得割	所得金額総額	④2	兆 十億 百万 千 円			③1		
	所得金額	④3				③2		
付加価値割	付加価値額総額	④4				③3		
	付加価値額	④5						
資本割	資本金等の額総額	④6						
	資本金等の額	④7						
収入割	収入金額総額	④8						
	収入金額	④9						
合計事業税額 ③5+③7+③9+④1+④3+④5+④7+④9				⑤0				
事業税の特定寄附金税額控除額				⑤1				
仮装経理に基づく事業税額の控除額				⑤2				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				⑤3				
納付すべき事業税額 ⑤0-⑤1-⑤2-⑤3				⑤4				
⑤4の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業							
	所得割	⑤5	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	⑤6	兆 十億 百万 千 円		
	資本割	⑤7		収入割	⑤8			
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							
所得割	⑤9	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	⑥0	兆 十億 百万 千 円			
資本割	⑥1		収入割	⑥2				
摘要		課税標準		税率 (100)		税額		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		⑥3		兆 十億 百万 千 円		00		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		⑥4				00		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		⑥5				00		
合計特別法人事業税額 (⑥3+⑥4+⑥5)				⑥6				
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				⑥7				
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				⑥8				
納付すべき特別法人事業税額 ⑥6-⑥7-⑥8				⑥9				

(事業税)

(特別法人事業税)

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書
(その1)

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無				有 ・ 無		
控除する金額の計算						
所得税等の額	①	円	国税の控除額	③ + ④	⑤	円
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額	② - ⑤	⑥	
法人税の控除額	③		道府県民税の法人税割額	⑫	⑦	
地方法人税の控除額	④		控除する金額 (⑥若しくは⑦のうち少ない額又は⑬)		⑧	
各道府県ごとに控除する金額の明細						
事務所又は事業所		従業員数又は補正後の従業員数	控除すべき金額	各道府県ごとに算定した法人税割額	各道府県ごとに控除する金額 (⑨又は⑩のうち少ない額)	
名称	所在地					
		人	円	円	円	
合 計				⑫	⑬	

第七号様式 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) [別紙四十七]

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書
(その1)

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--------	-----	--

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無 有 ・ 無

控除する金額の計算			
所得税等の額 ①	円	国税の控除額 ③+④	円 ⑤
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 ②		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額 ②-⑤	⑥
法人税の控除額 ③		道府県民税の法人税割額 ⑫	⑦
地方法人税の控除額 ④		控除する金額 (⑥若しくは⑦のうち少ない額又は⑬)	⑧

各道府県ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業員数又は補正後の従業員数	控除すべき金額	各道府県ごとに算定した法人税割額	各道府県ごとに控除する金額 (⑨又は⑩のうち少ない額) ⑪
名称	所在地				
		人	円 ⑨	円 ⑩	円 ⑪
合 計				⑫	⑬

第七号様式 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) 「別紙四十八」

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書
(その2)

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無	有 ・ 無	政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無	有 ・ 無
-------------------------	-------	---------------------------	-------

控除する金額の計算			
所得税等の額 ①	円	控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に	⑥ (イ) 円 (ロ)
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 ②		道府県民税の法人税割額 ⑭ ⑦	
法人税の控除額 ③		市町村民税の法人税割額 ⑮ ⑧	
地方法人税の控除額 ④		控除する金額(⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は⑭は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は⑮は下段に)	⑨
国税の控除額 ③+④ ⑤			

各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所	名称	所在地	従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑩	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑪	各都道府県ごとに控除する金額(⑩又は⑪のうち少ない額) ⑫	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき金額 ⑬	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑭	各市町村ごとに控除する金額(⑬又は⑭のうち少ない額) ⑮
			人	円	円	円	人	円	円	円
特別区以外										
特別区				⑮(⑥(イ)-⑮)				⑯(⑥(ロ)-⑰)		
合計				⑳	㉑	㉒		㉓	㉔	㉕

第七号様式 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) [別紙四十九]

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書
(その2)

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	
--------------	--------	-----	--

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無	有 ・ 無	政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無	有 ・ 無
--	-------	--	-------

控除する金額の計算			
所得税等の額 ①	円	控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に	⑥ (イ) 円 (ロ)
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 ②		道府県民税の法人税割額 ⑭ ⑦	
法人税の控除額 ③		市町村民税の法人税割額 ⑮ ⑧	
地方法人税の控除額 ④		控除する金額(⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は⑭は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は⑮は下段に)	⑨
国税の控除額 ③+④ ⑤			

各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所	名称	所在地	従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき金額	各都道府県ごとに算定した法人税割額	各都道府県ごとに控除する金額(⑩又は⑪のうち少ない額)	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき金額	各市町村ごとに算定した法人税割額	各市町村ごとに控除する金額(⑬又は⑭のうち少ない額)	
				⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円		⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	
特別区以外			人				人				
		小計			⑯				⑰		
	特別区				⑱ (⑥(イ)-⑯)				⑲ (⑥(ロ)-⑰)		
合計				⑳	㉑	㉒		㉓	㉔	㉕	

第七号様式 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) [別紙五十]

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その1）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
当期において控除する外国税額の計算			事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑬-⑭ ⑮
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・	・	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額 (別表1の⑱) ②		・	・		
	計 ①+② ③		・	・		
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		・	・		
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤		・	・		
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・	・		
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の㉑) ⑦		・	・		
	計 ⑥+⑦ ⑧		・	・		
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額) ⑨		・	・		
	前3年以内の控除未済外国税額 ⑩		当期分		/	/
	当期分として算定した法人税割額 (⑱又は第6号様式の⑦-⑧-⑨若しくは第6号様式(その2)の⑦-⑧-⑨) ⑪		計		⑩ 円	円
	当期において控除する外国税額 (⑨若しくは⑨+⑩のうち少ない額又は㉒) ⑫					
各道府県ごとに控除する外国税額の明細						
事務所又は事業所		従業員数又は補正後の従業員数	控除すべき外国税額 ⑯	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑰	各道府県ごとに控除する外国税額 (⑯又は⑰のうち少ない額) ⑱	
名称	所在地				円	円
		人				
合 計					⑲	⑳

第七号の様式 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) [別紙五十二]

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その1）

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--------	-----	--

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙五十二〕

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮-⑯ ⑰
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・ ・	円	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) ②		・ ・			
	計 ①+② ③		・ ・			
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		・ ・			/
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤		・ ・			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・ ・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の㉑) ⑦		・ ・			
	計 ⑥+⑦ ⑧		・ ・			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額) ⑨		・ ・			
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩		・ ・				
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑪						
法第53条第41項により控除できる 金額(別表7(その1)の⑧) ⑫			当期分			
当期分として算定した法人税割額 (㉒又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩若しくは 第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩) ⑬				円	円	
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額(⑬若しくは (⑩+⑪+⑫)のうち少ない額又は㉒) ⑭			計 ⑮			

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所		従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外国税額等 ⑮	各道府県ごとに 算定した法人税 割額 ⑰	各道府県ごとに控 除する外国税額等 (⑮又は⑰のうち 少ない額) ⑱
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑲	⑳

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その2）

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名
------------------	--------	-----

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条、第十条の二関係）〔別紙五十三〕

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細				
政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑭	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 ⑭-⑮ ⑯	
当期において控除する外国税額の計算				円	円		
控除対象 外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・ ・			/	
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) ②		・ ・				円
	計 ①+② ③		・ ・				
当期分の 控除外国 税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+ 同表の②)) ④		・ ・				
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超え る額は下段に ⑤		・ ・				
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・ ・				
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦		・ ・				
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の㉑は上段に、 ㉒は下段に) ⑧	(イ) (ロ)		・ ・			
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は 下段に) ⑨		・ ・				
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩	(イ) (ロ)		計	⑪		
前3年以内の控除未済外国税額	(イ) (ロ)						
当期分として算定した法人税割額 (⑳若しくは㉑又は第6号様式の⑦-⑧-⑨ 若しくは第6号様式(その2)の⑦-⑧-⑨) ⑫			当期分				
当期において控除する外国税額(㉒ 若しくは(⑩+⑪)のうち少ない額又は ㉓及び㉔) ⑬			翌期繰越額計				

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業者数 又は補正 後の従業 者数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額	各都道府県ご とに算定した 法人税割額	各都道府県ご とに控除する 外国税額(⑰ 又は⑱のうち 少ない額) ⑲	従業者数 又は補正 後の従業 者数	各市町村ごと に控除すべき 外国税額	各市町村ごと に算定した法 人税割額	各市町村ごと に控除する外 国税額(⑳又 は㉑のうち少 ない額) ㉒
名称	所在地		円 ⑰	円 ⑱	円 ⑲		円 ⑳	円 ㉑	円 ㉒
特 別 区 以 外		人	円	円	円	人	円	円	円
	小計		⑳				㉑		
特別区			㉓((⑰(イ)+⑱(イ))-㉒)				㉓((⑰(ロ)+⑱(ロ))-㉒)		
合計			㉔	㉕	㉖		㉗	㉘	㉙
			控除未済繰 越額 ㉔-㉖ ㉚						控除未済繰 越額 ㉗-㉙ ㉛

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その2）

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）別紙五十

政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯-⑰ ⑱
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算						
控除対象 外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・	道府県税		/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) ②		・	市町村税		
	計 ①+② ③		・	道府県税		
当期分 の控除 外国 税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		・	道府県税		
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超える 額は下段に ⑤		・	市町村税		
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・	道府県税		
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦		・	市町村税		
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の⑳)は上段に、㉑は下段に ⑧	(イ) (ロ)		道府県税		
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下段に) ⑨		・	市町村税		
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩	(イ) (ロ)		道府県税		
	⑩又は当初申告税額控除額 ⑪	(イ) (ロ)		市町村税		
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑫	(イ) (ロ)		計 (イ) (ロ)	道府県税 市町村税		
法第53条第41項及び第321条の8第41項に より控除できる金額(別表7(その2)の⑳) ⑬	(イ) (ロ)		当期分	道府県税 市町村税	/	/
当期分として算定した法人税割額 (㉑若しくは㉒又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩ 若しくは第6号様式(その2)の⑦-⑧+⑨-⑩) ⑭			翌期繰越額計	道府県税 市町村税	/	/
当期において控除する外国税額及び税額控除 不足額相当額(⑭若しくは(⑪+⑫+⑬) のうち少ない額又は㉓及び㉔) ⑮						

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所	名称	所在地	従業員数 又は補正 後の従業員 者数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額等	各都道府県ご とに算定した 法人税割額	各都道府県ご とに控除する 外国税額等(⑲ 又は⑳のうち 少ない額) ㉑	従業員数 又は補正 後の従業員 者数	各市町村ご とに控除すべ き外国税額等	各市町村ご とに算定した法 人税割額	各市町村ご とに控除する外 国税額等(㉒ 又は㉓のうち 少ない額) ㉔
				⑲	⑳	円	円	円	人	円
特 別 区 以 外										
	小	計		㉕				㉖		
特別区				㉗((⑪(イ)+⑫(イ)+ ⑬(イ))-⑮)				㉘((⑪(ロ)+⑫(ロ)+ ⑬(ロ))-⑮)		
合	計		㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞	
				控除未済繰 越額 ㉙-㉛ ㉟					控除未済繰 越額 ㉜-㉞ ㊱	

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その2）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名
	・	・	

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
 適格組織再編成の日： ・ ・
 被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額		分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	
	①		②	③	④	
・ ・	道府県税	円	円	円	道府県税	円
・ ・	市民町村税				市民町村税	
・ ・	道府県税				道府県税	
・ ・	市民町村税				市民町村税	
・ ・	道府県税				道府県税	
・ ・	市民町村税				市民町村税	
・ ・	道府県税				道府県税	
・ ・	市民町村税				市民町村税	
・ ・	道府県税				道府県税	
・ ・	市民町村税				市民町村税	

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 (前期の第7号の2様式(その2)の⑱)		当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額
	⑤		④ ⑥	⑤+⑥ ⑦
・ ・	道府県税	円	円	円
・ ・	市民町村税			
・ ・	道府県税			
・ ・	市民町村税			
・ ・	道府県税			
・ ・	市民町村税			
・ ・	道府県税			
・ ・	市民町村税			
・ ・	道府県税			
・ ・	市民町村税			

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額の計算に関する明細書（その1）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人 名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： ・ ・ 分割承継法人等の名称：					
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額	当該法人の調整後の 控除未済外国税額
	①	②	③	④	⑤
	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					

第七号の様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙五十九〕

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書（その1）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日： ・ ・
分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額及び控除未 済税額控除不足額相 当額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額及 び控除未済税額控除 不足額相当額 ①-④
	①	②	③	④	⑤
・ ・	円	円	円	円	円
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					

第七号の様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙六十〕

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額の計算に関する明細書（その2）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： ・ ・ 分割承継法人等の名称：					
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額 $① \times \frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額 $① - ④$
	①	②	③	④	⑤
・	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					

第七号の様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙六十一〕

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書（その2）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の日： ・ ・

分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額及び控除未 済税額控除不足額相 当額		当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額		②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額		①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$		当該法人の調整後の 控除未済外国税額及 び控除未済税額控除 不足額相当額 ①-④	
	①		②		③		④		⑤	
・	道	円	円	円	道	円	円	円	円	円
・	府				府					
・	県				県					
・	市				市					
・	町				町					
・	村				村					
・	道				道					
・	府				府					
・	県				県					
・	市				市					
・	町				町					
・	村				村					
・	道				道					
・	府				府					
・	県				県					
・	市				市					
・	町				町					
・	村				村					

第七号の様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙六十二〕

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書（その2）

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の第7号の2様式(その2)の⑪)	税額控除額 (過去適用事業年度の第7号の2様式(その2)の⑩)	②につき法第53条第42項及び第321条の8第42項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額	②につき法第53条第41項及び第321条の8第41項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額	調整後過去税額控除額 ②+③-④	⑤>①の場合 税額控除不足額相当額 (⑤-①)又は当初申告税額控除不足額相当額	①>⑤の場合 税額控除超過額相当額 (①-⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計						⑧ (イ) (ロ)	⑨ (イ) (ロ)

各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無		有・無		政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	
事務所又は事業所		従業員数又は補正後の従業員数	各都道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額		従業員数又は補正後の従業員数	各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額	
名称	所在地		⑩	円		⑪	円
特別区以外							
	小計			⑫		⑬	
特別区			⑨(イ)-⑫			⑨(ロ)-⑬	
合計							

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙」

第7号の2様式別表7記載要領

- 1 この明細書は、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいい、通算法人であった法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第53条第41項又は第42項（これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。）及び第321条の8第41項又は第42項（これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式（その2）の申告書、第7号の2様式の明細書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 （その1）の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄は、通算法人が法第53条第43項の規定の適用を受ける場合には「（⑤－①）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。
 - (2) 「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第53条第43項の規定の適用を受ける場合には「（①－⑤）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。
- 3 （その2）の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄は、通算法人が法第53条第43項及び第321条の8第43項の規定の適用を受ける場合には「（⑤－①）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。
 - (2) 「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第53条第43項及び第321条の8第43項の規定の適用を受ける場合には「（①－⑤）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係) 「別紙六十四」

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				
	計		②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 =) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ)	従業者の数 (単位 = 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ)
本都道府県分 ③		円		円
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	円
控除額 ⑦×20/100	⑧		控除額 ⑫×5.7/100又は⑮+⑰	⑬	
控除対象事業税額 第6号様式⑳又は第6号様式(その2)㉑	⑨	00	東京都に申告する場合の⑬の計算 特別区分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭	
税額控除上限額 ⑨×20/100	⑩		控除額 ⑭×40/100	⑮	
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪		市町村分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯	
			控除額 ⑯×5.7/100	⑰	
			控除対象法人税割額 (第6号様式㉒又は第6号様式(その2)㉓)-第6号の2様式③	⑱	
			税額控除上限額 ⑱×20/100	⑲	
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳	

(東京都の場合)

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係) 「別紙六十五」

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 =) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ)	従業者の数 (単位 = 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ)
本都道府県分 ③		円		円
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ) ⑦		円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ) ⑫		円
控除額 ⑦×20/100 ⑧			控除額 ⑫×5.7/100又は⑮+⑰ ⑬		
控除対象事業税額 第6号様式⑩又は第6号様式(その2)⑭	00		東京都に申告する 場合の⑬の計算 特別区分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ) ⑭	⑭	
税額控除上限額 ⑨×20/100 ⑩			控除額 ⑭×40/100 ⑮	⑮	
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額 ⑪			市町村分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ) ⑯	⑯	
			控除額 ⑯×5.7/100 ⑰	⑰	
			控除対象法人税割額 (第6号様式⑰又は第6号様式(その2)⑰)-第6号の2様式⑱	⑱	
			税額控除上限額 ⑱×20/100 ⑲	⑲	
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額 ⑳	⑳	

(東京都の場合)

徴収猶予の申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	年 月 日 年 月 日	相互協議申立て年月日 年 月 日	法人番号 _____
	所在地 <small>(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</small> _____ (電話 _____)	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>	
		(ふりがな) 法人名 _____	

地方税法 第55条の2第1項・第72条の39の2第1項 第55条の4第1項・第72条の39の4第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納付すべき金額	事業年度又は連結事業年度	納期限	法人道府県民税		事業税・特別法人事業税				
			法人税割額	延滞金額	所得割額又は特別法人事業税額	付加価値割額	加算金額	延滞金額	
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
担保									

第十号の五様式（第三条の四・第三条の四の三・第五条の二の三・第五条の四関係）〔別紙六十六〕

徴収猶予の申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	年 月 日 年 月 日	相互協議申立て年月日 年 月 日	法人番号 _____
	所在地 <small>(本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)</small>	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>	
	(電話) _____	(ふりがな) 法人名 _____	

地方税法 第55条の2第1項・第72条の39の2第1項
 令和2年旧地方税法 第55条の4第1項・第72条の39の4第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納付すべき金額	事業年度又は 連結事業年度	納期限	道府県民税		事業税・特別法人事業税				
			法人税割額	延滞金額	所得割額又は特別法人事業税額	付加価値割額	加算金額	延滞金額	
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
担保									

第十号の五様式（第三条の四・第五条の二の三・地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）による改正前の地方税法施行規則第三条の四の三・第五条の四関係）「別紙六十七」



※処理事項	発信年月日 通信日付印	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
-------	----------------	------	-------	------	------

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日 年 月 日

所在地 (電話) 殿

この申告の基礎
1. 法人税の令和 年 月 日の修正申告書の提出による。
2. 法人税の令和 年 月 日の更正・決定・再更正による。

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額 兆 十億 百万 千 円

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在の資本金等の額

法人名 (ふりがな) 代表者氏名 (ふりがな) 氏名 経理責任者氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の申告書 ※

摘要	課税標準 (十億 百万 千 円)	法人税割額 税率 (mm)		
		十億	百万	千 円
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額 ①				
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②				
還付法人税額等の控除額 ③				
退職年金等積立金に係る法人税額 ④				
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④ ⑤	000			
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤×23) ⑥	000			
市町村民税の特定寄附金税額控除額 ⑦				
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑧				
外国の法人税等の額の控除額 ⑨				
仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑩				
差引法人税割額 ⑤-⑦-⑧-⑨-⑩又は⑥-⑦-⑧-⑨-⑩ ⑪				00
既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑫				00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑬				
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪-⑫-⑬ ⑭				00
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	月	円× $\frac{15}{12}$	⑮
	既に納付の確定した当期分の均等割額			⑰
	この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑰			⑱
	この申告により納付すべき市町村民税額 ⑭+⑱			⑲
	⑲のうち見込納付額			⑳
差引 ⑲-⑳				㉑

名称	当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等の所在地	分割基準		当該市町村民税の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
		当該法人の全従業者数	左のうち当該市町村民税の従業者数	
合計		㉒	人 ㉓	㉔

指場 定合 都の 市に ⑯ 申の 告計 する 算	区名	※区コード	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日	法人税の申告書の種類	青色・その他
					円 00	解散の日		
					円 00	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	翌期の中間申告の要否	要・否
					円 00	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無
					円 00	この申告が中間申告の場合の計算期間		
					円 00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店	
					円 00	口座番号 (普通・当座)		
					円 00	還付請求税額	十億 百万 千 円	
					円 00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		

関与税理士 署名 (電話)

第二十号様式 (提出用) (用紙日本産業規格 A4・セピア色) (第十条関係) [別紙六十八]



※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
-------	----------------	----	------	-------	------	------

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日 年 月 日

所在地 (電話)

この申告の基礎
1. 法人税の令和 年 月 日の修正申告書の提出による。
2. 法人税の令和 年 月 日の更正・決定・再更正による。

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額 兆 十億 百万 千 円

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在の資本金等の額

法人名 (ふりがな)

代表者氏名 (ふりがな) 氏名 氏名 氏名

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の申告書 ※

摘要	課税標準 十億 百万 千 円	法人税割額	
		税率 (mm)	税額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額 ①			
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②			
還付法人税額等の控除額 ③			
退職年金等積立金に係る法人税額 ④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④ ⑤	000		
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤×24) ⑥	000		
市町村民税の特定寄附金税額控除額 ⑦			
税額控除超過額相当額の加算額 ⑧			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑨			
外国の法人税等の額の控除額 ⑩			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑪			
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪ ⑫			00
既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑬			00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑭			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭ ⑮			00
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑯ 月	円× $\frac{⑮}{12}$ ⑰	00
既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑱			00
この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱ ⑲			00
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑲ ⑳			00
⑳のうち見込納付額 ㉑			
差引 ㉒-㉑			

名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	分割基準	
		当該法人の全従業員数	左のうち当該市町村分の従業員数
合計		23 人	24 人

指場 指定 都市 に ⑰ 申 告 計 算	区名	※区コード	月数	従業員数	均等割額	決算確定の日		法人税の申告書の種類	青色・その他
						解散の日	残余財産の最後の分配又は引渡しの日		
					円				
					00			翌期の中間申告の要否	要・否
					00			法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無
					00			銀行	支店
					00			口座番号(普通・当座)	
					00			還付請求税額	十億 百万 千 円
					00			法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	

第二十号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係) 六十九

署与税理士名

(電話)

通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事業年度	令和	令和	年	年	月
						日から
						日まで

1. 計算の対象となる法人の区分等

法人税における通算承認の有無	①	有（通算法人）・無（通算法人以外の法人）
通算親法人・子法人の区分	②	通算親法人・通算子法人
法人の区分	③	普通法人・一般社団法人等・公益法人等（一般社団法人等以外）・協同組合等・特定医療法人

2. 加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の計算

通算対象欠損金額				率	加算対象通算対象欠損調整額						
④	兆	十億	百万	千	円	⑤	兆	十億	百万	千	円
被配賦欠損金控除額				$\frac{23.2 \text{ 又は } 19}{100}$	加算対象被配賦欠損調整額						
⑥	兆	十億	百万	千	円	⑦	兆	十億	百万	千	円

3. 課税標準となる法人税額の計算

(使途秘匿金額等)	兆	十億	百万	千	円
法人税法の規定によって計算した法人税額	⑧				
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	⑨				
加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額	⑩				
控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	⑪				
控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額	⑫				
退職年金等積立金に係る法人税額	⑬				
課税標準となる法人税額 ⑧+⑨+⑩-⑪-⑫+⑬	⑭				

通算親法人の本店所在地及び電話番号	(電話)
(ふりがな) 通算親法人の名称及び法人番号	(法人番号)

第二十号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）〔別紙七十二〕

第二十号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	24
38	法人番号	25	44	37	49	55
	申告年月日	事業年度	50	55		
12	B	予備	56	69		

04						
----	--	--	--	--	--	--

06						
----	--	--	--	--	--	--

05						
----	--	--	--	--	--	--

07						
----	--	--	--	--	--	--

15	使途秘匿金税額等				
08					
09					
10					
11					
12					
13					
14					

70	(法人番号)	82
----	--------	----

第20号様式別表1記載要領

- 1 この計算書は、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の8第3項（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。
- 5 「通算対象欠損金額④」の欄は、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（法第321条の8第11項に規定する通算対象欠損金額をいう。）がある場合に、法人税の明細書（別表7の3）の「通算対象欠損金額(5)」の欄の金額を記載すること。
- 6 「加算対象通算対象欠損調整額⑤」の欄は、「通算対象欠損金額④」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第11項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日）における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第321条の8第4項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第4項第2号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- 7 「被配賦欠損金控除額⑥」の欄は、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（法第321条の8第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいう。）がある場合に、法人税の明細書（別表7(2)付表1）の「被配賦欠損金控除額(21)」の「計」の欄の金額を記載すること。
- 8 「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の欄は、「被配賦欠損金控除額⑥」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第17項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日）における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第321条の8第4項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第4項第2号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- 9 「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記

載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額（法人税の明細書（別表6(2)附表6）の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額及び租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ又は第7号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。）の規定により法人税の額に加算される金額は除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

- 10 「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」の欄は、法第321条の8第11項又は第17項の規定の適用がある場合に、「加算対象通算対象欠損調整額⑤」及び「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の各欄の金額の合計額を記載すること。
- 11 「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄は、法第321条の8第3項（令和2年改正法附則第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項又は第19項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。
- 12 「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第321条の8第23項又は第26項（令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」及び第20号様式別表2の6の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
		連結事業年度 又は事業年度	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

(個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等)		兆	十億	百万	千	円
法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額	①					
試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②					
差引個別帰属法人税額（(①+②)と(①の括弧書)のうちいずれか多い額）又は差引法人税額 (①+②)	③					
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④					
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤					
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥					
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ③-④-⑤+⑥	⑦					
当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書)-①+②	⑧					

法人税における連結納税の承認の有無	⑨	有（連結法人）・無（連結法人以外の法人）
連結親法人・子法人の区分	⑩	連結親法人・連結子法人
連結親法人の区分	⑪	普通法人・協同組合等・特定医療法人
連結子法人の区分	⑫	特定連結子法人・非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑬	連結申告・単体申告

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話)
(ふりがな) 連結親法人の名称 及び法人番号	(法人番号) _____

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	連結事業年度 又は事業年度	令和	年	月	日から	
		令和	年	月	日まで	

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

(個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等)		兆	十億	百万	千	円
法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額	①					
試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②					
差引個別帰属法人税額 ((①+②)と(①の括弧書)のうちいずれか多い額) 又は差引法人税額 (①+②)	③					
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④					
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤					
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥					
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ③-④-⑤+⑥	⑦					
当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書)-①+②	⑧					

法人税における連結納税の承認の有無	⑨	有(連結法人)・無(連結法人以外の法人)
連結親法人・子法人の区分	⑩	連結親法人・連結子法人
連結親法人の区分	⑪	普通法人・協同組合等・特定医療法人
連結子法人の区分	⑫	特定連結子法人・非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑬	連結申告・単体申告

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話)
(ふりがな) 連結親法人の名称 及び法人番号	(法人番号) _____

控除対象通算適用前欠損
調整額の控除明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

事業年度	通算適用前 欠損金額 ①	控除対象 通算適用前 欠損調整額 (①×23.2/100 又は①×19/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・	円	円	円	円	円	
・						円
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						

第二十号様式別表二（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）〔別紙七十七〕

第20号様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額（法第321条の8第3項に規定する通算適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度（法人税法第64条の9第1項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付し、同項に規定する通算承認の効力が生じた日（以下この記載要領において「通算承認の効力が生じた日」という。）の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業（以下この記載要領において「新たな事業」という。）を開始した場合において同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額があるときは、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において同項の規定の適用があることを証する書類を併せて添付すること。
- 2 「控除対象通算適用前欠損調整額②」の欄は、「通算適用前欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初通算事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第321条の8第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあつては100分の23.2を、法第321条の8第4項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第4項第2号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
 - (1) 2以上の最初通算事業年度終了の日がある場合 当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日
 - (2) 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合において法人税法第57条第8項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額がある場合 新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日
 - (3) 最初通算事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第3項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
- 3 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 4 法第321条の8第5項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（同項に規定

する前10年内事業年度をいう。)に係る控除未済通算適用前欠損調整額(同項に規定する控除未済通算適用前欠損調整額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算適用前欠損調整額(同条第4項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額をいう。)とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

控除対象合併等前欠損
調整額の控除明細書

事業年度	・ ・	法人名
------	--------	-----

事業年度	合併等前欠損金額 ①	控除対象前額 調整額 (①×23.2/100 又は①×19/100) ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
計						

第二十号様式別表二の二(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)〔別紙七十八〕

第20号様式別表2の2記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額（法第321条の8第7項に規定する合併等前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第8項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、合併等事業年度（同条第7項に規定する合併等事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類を併せて添付すること。
- 2 「控除対象合併等前欠損調整額②」の欄は、「合併等前欠損金額①」の欄に記載した金額に、合併等事業年度終了の日（合併等事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第8項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月経過日の前日）における法第321条の8第4項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第321条の8第4項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第4項第2号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
- 3 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 4 法第321条の8第7項の規定により被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の合併等前欠損金額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合には、この明細書の各欄は、当該被合併法人等の合併等前欠損金額とみなされたものに係る控除対象合併等前欠損調整額（同条第9項に規定する控除対象合併等前欠損調整額をいう。以下この記載要領において同じ。）と同条第8項の規定の適用を受ける法人の控除対象合併等前欠損調整額とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

第20号様式別表2の3記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額（法第321条の8第13項に規定する通算対象所得金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
- 2 「通算対象所得金額①」の欄は、通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表7の3）の「通算対象所得金額(11)」の欄の金額を記載すること。
- 3 「控除対象通算対象所得調整額②」の欄は、「通算対象所得金額①」の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第321条の8第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第321条の8第14項第1号に規定する一般社団法人等にあつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
 - (1) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第13項の規定を適用する場合同条第1項に規定する6月経過日の前日
 - (2) 法第321条の8第15項に規定する被合併法人等（以下この記載要領において「被合併法人等」という。）の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日
- 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の4の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 5 法第321条の8第15項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済通算対象所得調整額（同項に規定する控除未済通算対象所得調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算対象所得調整額（同条第14項に規定する控除対象通算対象所得調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

第20号様式別表2の4記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額（法第321条の8第19項に規定する配賦欠損金控除額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
- 2 「配賦欠損金控除額①」の欄は、配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表7(2)付表1）の「配賦欠損金控除額(22)」の「計」の欄の金額を記載すること。
- 3 「控除対象配賦欠損調整額②」の欄は、「配賦欠損金控除額①」の欄に記載した金額に、配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第321条の8第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第321条の8第14項第1号に規定する一般社団法人等にあつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
 - (1) 配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第19項の規定を適用する場合同条第1項に規定する6月経過日の前日
 - (2) 法第321条の8第21項に規定する被合併法人等（以下この記載要領において「被合併法人等」という。）の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日
- 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の2の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の3の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表2の7の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の8の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額
- 5 法第321条の8第21項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済配賦欠損調整額（同項に規定する控除未済配賦欠損調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象配賦欠損調整額（同条第20項に規定する控除対象配賦欠損調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度ごとに記載すること。

第20号様式別表2の6記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第80条第5項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）において生じた還付対象欠損金額（法第321条の8第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
- 2 「還付対象欠損金額①」の欄は、還付対象欠損金額の生じた各事業年度又は各中間期間について、当該事業年度又は中間期間の法人税の明細書（別表7（2））の「損金算入特定欠損金額(3)」の「当期分」の欄（「通算対象外欠損金額による繰戻し額」の欄）及び「損金算入非特定欠損金額(6)」の「当期分」の欄（「(3)以外の欠損金による繰戻し額」の欄）の合計額を記載すること。
- 3 「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第321条の8第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第321条の8第14項第1号に規定する一般社団法人等にあつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
 - (1) 還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
 - (2) 法第321条の8第28項に規定する被合併法人等（以下この記載要領において「被合併法人等」という。）の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日
- 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表2の5の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額及び「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄の金額の合計額を控除した金額
- 5 法第321条の8第28項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付対象欠損調整額（同項に規定する控除未済還付対象欠損調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度又は各中間期間の控除対象還付対象欠損調整額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各中間期間ごとに記載すること。

控除対象個別帰属調整額
の控除明細書

連結事業年度 又は事業年度		・	・	法人名		
事業年度又は 連結事業年度	連結適用前欠 損金額又は連 結適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 (①×23.2/100又は ①×20/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・	円	円	円	円	円	
・						円
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						

第二十号様式別表二 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係) [別紙八十四]

控除対象個別帰属調整額
の控除明細書

連結事業年度 又は事業年度		・	・	法人名		
事業年度又は 連結事業年度	連結適用前欠 損金額又は連 結適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 (①×23.2/100又は ①×20/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・	円	円	円	円	円	
・						円
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						

第二十号様式別表二の七 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係) 「別紙八十五」

※処理事項	発信年月日	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認			
受付印	令和 年 月 日			法人番号	申告年月日
	殿				年 月 日
所在地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	事業種目				
(ふりがな)	(電話)				
法人名	期末現在の資本金の額 又は出資金の額			兆	十億
(ふりがな)	期末現在の 資本金等の額			百万	千
代表者 氏名	(ふりがな) 経理責任者 氏名			円	

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る市町村民税の 申告書 ※

摘 要	課税標準	法人税割額	
		税率(100)	税 額
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書)及びその法人税割額 (別表19)の(12)	① 十億 百万 千 円 000		00
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準と なる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額 (①×⑥) ⑤	② 000		00
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人 税割額	③		00
この申告により納付すべき法人税割額 ①-③又は②-③	④		00
全 従 業 者 数	⑤	人	⑥
事 務 所 又 は 事 業 所		当該市町村内に所在する事 務所又は事業所の従業者数	
⑥ の 内 訳 ⑦	名 称	所 在 地	従業者数
			人

関与税理士 署 名	(電話)
--------------	------

※処理事項	発信年月日	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認			
受付印	令和 年 月 日			法人番号	申告年月日
	殿				年 月 日
所在地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	事業種目				
(ふりがな)	(電話)				
法人名 (ふりがな)	期末現在の資本金の額 又は出資金の額			兆	十億
	期末現在の 資本金等の額			百万	千
代表者 氏名	(ふりがな)				
	経理責任者 氏名				

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る市町村民税の 申告書 ※

摘 要	課税標準	法人税割額	
		税率(100)	税 額
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書)及びその法人税割額 (別表20)の(12)	① 十億 百万 千 円 000		00
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準と なる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額 $(\frac{①}{⑤} \times ⑥)$	② 000		00
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人 税割額	③		00
この申告により納付すべき法人税割額 ①-③又は②-③	④		00
全 従 業 者 数	⑤	人	⑥
事 務 所 又 は 事 業 所		当該市町村内に所在する事 務所又は事業所の従業者数	
⑥ の 内 訳 ⑦	名 称	所 在 地	従業者数
			人

関与税理士 署 名	(電話)
--------------	------



令和 年 月 日

殿

法人番号 申告年月日

所在地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円
(ふりがな)	(電話)	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
法人名		前期末現在の 資本金等の額	
(ふりがな)	(ふりがな) 代表者氏名		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は前連結事業年度の市町村民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額	
		十億	百万 千 円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18の金額)	①		00
予定申告税額 $(① \times \frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}})$	②		00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④		00
均等割額	⑤		月
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑥	円 $\times \frac{⑤}{12}$	00
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥	⑦		00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	人
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間	
		十億	百万 千 円
(特別控除戻戻税額等又は個別帰属特別控除戻戻税額等)	⑨		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			
法人税割額	⑩		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫		
外国の法人税等の額の控除額	⑬		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭		
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮		
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮	⑯		
⑯のうち特別控除戻戻税額等又は個別帰属特別控除戻戻税額等に係る法人税割額	⑰		
差引法人税割額 ⑯-⑰	⑱		

関与税理士 署 名 (電話)

第二十号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第十条関係) 「別紙九十」



令和 年 月 日

殿

法人番号 申告年月日

所在地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円
(ふりがな)	(電話)	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
法人名		前期末現在の 資本金等の額	
(ふりがな)	(ふりがな) 代表者氏名		
	(ふりがな) 経理責任者氏名		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は前連結事業年度の市町村民税の予定申告書

摘 要		税 額	
		十億	百万 千 円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (19)の金額	①		00
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)	②		00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④		00
均等割額	⑤		月
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑥		円
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑦		00
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥	⑧		00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数 人
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間	
(特別控除戻戻税額等又は個別帰属特別控除戻戻税額等)	⑨	前事業年度又は前連結事業年度の期間	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		通算親法人の事業年度の期間	
法人税割額	⑩	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪	区 名	※ 月数 従業者数 均等割額
税額控除超過額相当額の加算額	⑫		人
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬		円
外国の法人税等の額の控除額	⑭	指 場	00
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮	定 合	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯	都 市	00
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪+⑫-⑬-⑭-⑮	⑰	に ⑥	00
⑰のうち特別控除戻戻税額等又は個別帰属特別控除戻戻税額等に係る法人税割額	⑱	申 の	00
差引法人税割額 ⑰-⑱	⑲	告 計	00
		算	00
			00
			00

関与税理士署名 (電話)

第二十号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第十条関係) 「別紙九十一」

1	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分	23
		A			
	法人番号			申告年月日	42
				年 月 日	
	24				

		11	B					
前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	40							
前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	41							
前期末現在の 資本金等の額	42							
43								
事業年度又は 連結事業年度	43							
	48							
	49							
	54							
		55	予備					68

11	B	01					00
		02					00
		03					00
		04					00
		05					
		06					00
		07					00

08	
----	--

11	B	コード	月数	従業者数	均等割額
		50			51 00
		52			53 00
		54			55 00
		56			57 00
		58			59 00
		60			61 00
		62			63 00
		64			65 00
		66			67 00
		68			69 00

1	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分	23
		A			
	法人番号			申告年月日	
				年	月
					日
	24				

第二十号の三様式（入力用）
（用紙日本産業規格A4・草色）
（第十条関係）
〔別紙九十三〕

40	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額				
41					
42	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額				
43	前期末現在の 資本金等の額				
55	予備				

事業年度又は
連結事業年度

43 48 49 54

11	B	01							00
		02							00
		03							00
		04							00
		05							00
		06							00
		07							00

08	
----	--

11	B	月数	従業員数	均等割額
		50		51 00
		52		53 00
		54		55 00
		56		57 00
		58		59 00
		60		61 00
		62		63 00
		64		65 00
		66		67 00
		68		69 00

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無	有 ・ 無
---------------------------	-------

控除する金額の計算			
所得税等の額 ①	円	道府県民税の法人税割額 ⑥	円
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 ②		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額 ② - (⑤+⑥) ⑦	
法人税の控除額 ③		市町村民税の法人税割額 ⑬ ⑧	
地方法人税の控除額 ④		控除する金額(⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭)	⑨
国税の控除額 ③+④ ⑤			

各市町村ごとに控除する金額の明細					
事務所又は事業所		従業員数又は補正後の従業員数	控除すべき金額 ⑩	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑪	各市町村ごとに控除する金額(⑩又は⑪のうち少ない額) ⑫
名称	所在地				
		人	円	円	円
合 計				⑬	⑭

第二十号の三の様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係) 「別紙九十四」

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--------	-----	--

政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無	有 ・ 無
--	-------

控除する金額の計算			
所得税等の額 ①	円	道府県民税の法人税割額 ⑥	円
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 ②		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額 ② - (⑤+⑥) ⑦	
法人税の控除額 ③		市町村民税の法人税割額 ⑬ ⑧	
地方法人税の控除額 ④		控除する金額(⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭) ⑨	
国税の控除額 ③+④ ⑤			

各市町村ごとに控除する金額の明細					
事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額	各市町村ごとに算定した法人税割額	各市町村ごとに控除する金額(⑩又は⑪のうち少ない額) ⑫
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑬	⑭

第二十号の三の様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係) [別紙九十五]

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--------	-----	--

政令第48条の13第8項ただし書の規定の 適用の有無		有 ・ 無	前3年以内の控除未済外国税額の明細				
当期において控除する外国税額の計算							
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	①	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑭	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 ⑭-⑮ ⑯
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑱)	②		・	円	円	/
	計 ①+②	③		・			
当期分の 控除外国 税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①+同表の②))	④		・			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	⑤		・			
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ③-(④+⑤)	⑥		・			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④)	⑦		・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の㉒)	⑧		・			
	計 ⑦+⑧	⑨		・			
	当期分の控除外国税額 (⑥又は⑨のうち少ない額)	⑩		・			
前3年以内の控除未済外国税額 ⑪				当 期 分	/	/	
当期分として算定した法人税割額 (㉑又は第20号様式の⑤-⑦-⑧)	⑫				⑪ 円	円	
当期において控除する外国税額 (⑫若しくは⑩+⑪のうち少ない額又は㉑)	⑬			計			

各市町村ごとに控除する外国税額の明細						
事務所又は事業所		従業員 数又は 補正後 の従業員 数	控除すべき 外国税額	各市町村ごとに 算定した法人税 割額	各市町村ごとに 控除する外国税 額 (⑬又は⑭の うち少ない額) ⑰	
名 称	所 在 地				⑰	⑱
		人	円	円	円	円
合 計				⑳	㉑	

第二十号の四様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)「別紙九十六」

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--------	-----	--

政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無	前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額の明細					
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算								
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	①	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑮-⑭	⑯
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑱)	②		・	・	円	円	/
	計 ①+②	③		・	・			
当期分の 控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①+同表の②))	④		・	・			円
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	⑤		・	・			
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ③-(④+⑤)	⑥		・	・			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④)	⑦		・	・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の㉒)	⑧		・	・			
	計 ⑦+⑧	⑨		・	・			
	当期分の控除外国税額 (⑥又は⑨のうち少ない額)	⑩		・	・			
⑩又は当初申告税額控除額	⑪		・	・				
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額	⑫		・	・				
法第321条の8第41項により 控除できる金額 (別表7の⑧)	⑬				当期分			
当期分として算定した法人税割額 (㉒又は第20号様式の⑤-(⑦+⑧-⑨))	⑭					円	円	
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額 (⑭若しくは (⑪+⑫+⑬)のうち少ない額又は㉓)	⑮				計			

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所		従業員 数又は 補正後 の従業員 数	控除すべき 外国税額等 ⑰	各市町村ごとに 算定した法人税 割額 ⑱	各市町村ごとに 控除する外国税 額等 (⑰又は⑱ のうち少ない額) ⑲
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑳	㉑

第二十号の様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係) [別紙九十七]

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： ・ ・ 分割承継法人等の名称：					
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額	当該法人の調整後の 控除未済外国税額
	①	②	③	④	⑤
	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					

第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）〔別紙百〕

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日： ・ ・
分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額及び控除未 済税額控除不足額相 当額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額及 び控除未済税額控除 不足額相当額 ①-④
	①	②	③	④	⑤
・ ・	円	円	円	円	円
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					

第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）〔別紙百二〕

第20号の4様式別表7記載要領

- 1 この明細書は、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいい、通算法人であった法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第321条の8第41項又は第42項（これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書、第20号の4様式の明細書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。
- 2 「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄は、通算法人が法第321条の8条第43項の規定の適用を受ける場合には「（⑤－①）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。
- 3 「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第321条の8条第43項の規定の適用を受ける場合には「（①－⑤）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。

徴収猶予の申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	年 月 日 年 月 日	相互協議申立て年月日 年 月 日	法人番号 _____
	所在地 <small>(本県が支店等 の場合には本店 所在地と併記)</small>	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>	
	(電話 _____)	(ふりがな) _____ 法人名	

地方税法 第321条の11の2第1項 第321条の11の3第1項 の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納付すべき金額	事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額	事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担保				

徴収猶予の申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	年 月 日 年 月 日	相互協議申立て年月日	年 月 日	法人番号
	所在地 <small>(本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)</small>	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>		(ふりがな) 法人名

地方税法 第321条の11の2第1項 令和2年旧地方税法 第321条の11の3第1項 の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納付すべき金額	事業年度又は 連結事業年度	納期限	市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額	事業年度又は 連結事業年度	納期限	市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担保				

第二十二号の二の様式(第十条の二の九・地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和二年総務省令第九十四号)による改正前の地方税法施行規則第十条の二の十関係) [別紙百四]